

# 決算審査特別委員会記録

＜歳入・総務部・県土マネジメント部・まちづくり推進局＞

開催日時 平成29年10月12日（木） 10:03～14:45

開催場所 第1委員会室

出席委員 11名

中村 昭 委員長  
川口 延良 副委員長  
池田 慎久 委員  
川田 裕 委員  
井岡 正徳 委員  
森山 賀文 委員  
阪口 保 委員  
中野 雅史 委員  
奥山 博康 委員  
和田 恵治 委員  
山村 幸穂 委員

欠席委員 なし

出席理事者 村井 副知事  
中澤 会計管理者（会計局長）  
辻本 総務部長  
中 危機管理監  
山田 県土マネジメント部長  
金剛 まちづくり推進局長

ほか、関係職員

傍聴者 なし

議 事 議第65号 平成28年度奈良県水道用水供給事業費特別会計剰余金の処分  
及び決算の認定について  
議第67号 平成28年度奈良県歳入歳出決算の認定について  
報第29号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

＜会議の経過＞

○中村委員長 ただいまから本日の会議を開きます。

本日のおくれる方は、奥山委員、和田委員、井岡委員です。

本日の委員会においては、奈良日日新聞社より写真撮影による取材の申し入れがきています。

委員会等に関する申し合わせ事項では、事前の承認を得ることになっていきますので、お諮りします。

委員会の審議に支障のないよう行っていただくということで、許可してよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、写真撮影による取材を許可することとします。

それでは、本日の日程に従い、歳入、総務部、県土マネジメント部及びまちづくり推進局の審査を行います。

これより質疑に入ります。

その他の事項も含めまして質疑等があれば、ご発言を願います。

なお、理事者の皆さんには、委員の質疑等に対し、明確かつ簡潔に答弁をお願いします。

○池田委員 平成28年度の一般会計の決算を見させていただきました。改めてになりますけれども、歳入が4,850億8,100万円で、対前年度比、約210億円の減、歳出が4,800億6,100万円で、対前年度比、約200億円の減、収支差し引き額が50億2,000万円から翌年度繰越額32億1,600万円を差し引きました実質収支は18億400万円となりました。歳入を見ますと、県税が1,154億9,900万円で、0.9%の減となっており、地方交付税については1,553億5,600万円で、1.5%の増となっています。一方で、県債については588億8,600万円で、8.9%の減となっており、特に投資的経費に充当する通常債については、防災行政通信ネットワーク再整備事業の実施等により、緊急防災・減災事業債の発行が増加したことなどにより、全体として増加をしていますけれども、発行に当たりましては、交付税措置がある有利な地方債を活用するなど、県債の発行については留意されている様子がうかがえると思います。その結果、県債残高は、平成27年度に引き続きまして、2年連続で決算ベースで減少しており、平成28年度末の県債残高は1兆616億円となり、このうち交付税措置がなく、県税等で償還する額としては3,873億円で、対前年度比86億円の減少となるなど、財政運営全般並びに決算状況については、おおむね我が党、自由民主党としては評価しています。しかしながら、少し気になる点がありますので、数点質問をしたい

と思いますので、よろしく申し上げます。

歳入についてですが、本来入るべき、納めていただくべき税金が入ってこないということが滞納ですけれども、これを少しでも減らしていく。当然のことながら、税の公平負担、真面目にきちんと税金を納めていただいている県民の皆さんからすると、やはり徴収率は100%であるべきと考えています。その点において、県税の徴収率は、今まで随分努力をいただいております、徐々には上がっているものの、全国、他の都道府県と比べましても、ランキングでいいますとまだまだ下位にあるということです。平成28年度における県税の徴収率並びに傾向としてはどのような状態になっているか、お答えいただきたいと思えます。

○野村税務課長 県税の徴収状況についてのお尋ねです。

まず、県税全体の徴収の状況です。池田委員がお述べのとおり、税の公平性を負担するということは非常に重要なところではあります。多くの納期内納税者のほうを向いて、常に滞納整理するという方針で県税業務を進めています。平成28年度の決算は、県税の徴収率97.4%で、平成27年度決算に比べまして0.4ポイントの上昇、過去最高の徴収率となっています。平成23年度の95.5%から比べますと、約2ポイント上昇しています。中でも個人県民税は、滞納額の7割近くを占めています。こちらの平成28年度決算の状況は、96%で、平成27年度決算に比べまして0.6ポイント上昇しており、こちらも過去最高の徴収率となっています。個人県民税についても、平成24年度に93.8%であったところが、2ポイント以上伸びている状況です。以上です。

○池田委員 県税の徴収率については、平成28年度97.4%で、対前年度比0.4ポイントの増、過去最高の徴収率となったということです。先ほど申しましたように、市町村とも連携をしながら、努力はいただいていると思えますが、裏を返せば、まだ2.6%の方々が税をきちんと納期限内に納めていただけていない、滞納になっているということです。

また、個人県民税の徴収率は、県税の徴収率97.4%よりも低くて、96%ということになります。先ほど野村税務課長が答えられましたように、滞納額の70%を個人県民税が占めるということです。これについては、市町村が徴収をするということになりますので、県から手を伸ばしてということは、なかなか現実難しいですけれども、これまで取り組んでおられますように、市町村と連携をしながら、きちんと徴収業務を強化していくことが肝要と考えています。

奈良県においては、特別徴収の割合が非常に高いと思います。県内はもちろん、大阪、京都へお勤めの方は、会社において特別徴収という形で個人の住民税が徴収をされ、これが県税として、県の個人県民税として納付をされる。普通徴収で納めている個人の住民税、市民税、市町村税、県税ですが、このことからしますと、普通徴収による個人県民税の徴収率が、これは特別徴収も当然入っていますから、96%よりもさらに低いのではないかと察するわけです。このあたりの数字をつかんでおられるのかどうかわかりませんが、今申しましたように、普通徴収における個人の県民税を市町村と連携をしながら、しっかりと取っていただきたいと思いますが、これまでの取り組みについて、どのようにされ、また、何か成果があるようでしたら、紹介していただければと思います。いかがでしょうか。

**○野村税務課長** 個人県民税の徴収の取り組み状況です。

まず、初めに、池田委員からご指摘の特別徴収、給料から天引きされる特別徴収は、徴収率の向上に非常に大事なポイントではあります。こちらも、平成24年度に徴収強化ということで、地方税滞納整理本部を設置して、市町村ともども取り組んできたところ。数字的に申し上げますと、平成25年度74.6%であったところが、平成28年度は82.8%まで上昇しています。そのほか、直接の徴収の取り組み状況では、今申し上げました地方税滞納整理本部において、市町村への常駐派遣として、通年で県から職員派遣しており、今年度は大和郡山市と御所市に常駐派遣しています。奈良県税事務所、中南和県税事務所に、平成24年度から地方税滞納整理課が設置されており、こちらから随時派遣し、市町村からのさまざまな問い合わせにも対応した徴収を実施しているところです。こうしたところ、平成28年度決算時点で未済額18億円余りです。年々滞納額を圧縮しているところです。対前年については、マイナス3億円と、滞納額圧縮になっています。ただ、県税全体の収入未済額は、まだ66%余りありますので、今後も個人県民税の徴収は非常に重要な観点ですので、引き続き取り組んでいきたいと考えています。また、例年実施していますが、11月から12月に、市町村とともに滞納整理強化月間を設けています。差し押さえの強化、差し押さえ不動産の合同公売も実施する予定をしています。以上です。

**○池田委員** ぜひこの取り組みをさらに進めていただきまして、徴収率の向上に向けて、さらなる努力、取り組みをお願いしたいと思います。

次に、ゴルフ場利用税の件ですが、平成28年度における収入額はどれぐらいあるのでしょうか。

○野村税務課長 ゴルフ場利用税の収入額です。これは、県税で、税額として、平成28年度8億8,100万円となっています。平成4年度18億円をピークに、減収してはいますが、平成28年度については8億8,100万円となっています。

○池田委員 8億8,100万円ということです。

ピークの平成4年度の18億円からすると、半分以上減っているわけですが、でも、まだ8億8,100万円が税収入としてあるということです。あわせて、県下の市町村もゴルフ場利用税については、大切な貴重な財源として、地域の整備等に充てられているということです。県においても同じだと思います。私ども県議会としても、国に対して、ゴルフ場利用税を廃止することなく、存続をとという意見書も出していますし、毎年、県からも国に対して要請、要望をさせていただいていることは承知しています。引き続き我々県議会は理事者側とも協調しながら、ゴルフ場利用税は、大切な財源となるわけですので、存続に向けて一緒に取り組んでいければと思っています。

続きまして、総務部所管についてお尋ねしたいと思います。大きく2点です。

1点目は、平成28年度における超過勤務の状況について、どのようになっているのか、ご説明をいただきたいと思います。

○乾人事課長 県職員の平成28年度の超過勤務について、お答えをします。

さきの総務警察委員会で総務部長から報告をしたところですが、平成28年度の超過勤務の実態のサンプル調査を実施しました。具体的には、知事部局の約10分の1、228人を抽出して、当該職員の平成28年度におけます超過勤務について調査をしました。その調査によりますと、職員1人一月当たりの平均ですが、超過勤務手当の支給時間は、1人当たり平均で16.9時間となっています。1カ月20日勤務として割りますと、1日当たりの時間数としては、約50分という状況です。以上です。

○池田委員 今、奈良県においても、県庁内においても、働き方改革が進んでいると、始まっていると伺っていますが、県庁内の県の職員に対する超過勤務の時間短縮に向けた取り組みについて、教えていただきたいと思います。

○乾人事課長 超過勤務の縮減について、県の取り組みについてお答えします。

超過勤務、時間外勤務については、職員みずからの判断によるものではなく、所属長をはじめとする管理監督者が真に時間外勤務が必要な職員に対して、適切に命ずることが基本です。このようなマネジメントが勤務時間縮減につながるものと考えて取り組みを進めています。特に今年度は、従前の定時退庁日の庁内巡回に加えまして、新たに、副知事を

リーダーとして、超過勤務縮減の対策プロジェクトチームを設置し、特に退勤管理等について徹底を図っているところです。具体的には、まず、月初めに所属長等が職員と面談をして、その月の勤務時間の目標数を設定します。毎日その目標を考えながら、終礼を実施します。真に必要な勤務時間を声がけ等により所属長から命令をするということで行っています。なお、翌日には、命令した職員が実際どのような実態であったかを確認することもあわせてやっています。一方、勤務時間終了になりましたら、命令を出していない職員については、退庁を促しています。また、プロジェクトチーム内で具体的な取り組みを共有して、取り組みの横展開を図っています。これらの実務的な取り組みを着実に実施することで、時間外勤務の縮減につなげていきたいと考えています。以上です。

○池田委員 説明をいただきました取り組みで、今後、超過勤務の縮減に向けてしっかり取り組んでいただきたいと思いますし、あわせて、平成28年度については、超過勤務の実態をサンプルとして約10分の1の人数、228人を抽出をしてということですが、やはり県庁全体としてきちんとした数字を把握することは非常に大切かと思っておりますので、このあたりもお願いをしておきたいと思っております。

続きまして、これまで奈良県として、行政改革に熱心に取り組んでいただいていると伺っていますが、これまでの成果について、お示しをいただきたいと思います。

○森本行政経営課長 行政改革については、池田委員がお述べのとおり、過去3年ごとに計画をつくりまして、実施をしているところです。直近3年間ですと、平成26年度から平成28年度までの3年間、奈良県行政経営マネジメントプログラムとして、99項目にわたって取り組み、おおむね計画どおり実施してきたと考えています。以上です。

○池田委員 3年ごとにプログラムを見直して、取り組みをされていて、それを踏まえて、また向こう3年のプログラムをつくられるということです。平成29年度、今年度からは新たな3年といいますか、行政経営マネジメントプログラムがスタートしたと伺っていますが、この取り組みというか、視点といったことについてもご説明をいただければと思います。

○森本行政経営課長 平成29年度からは、池田委員がお述べのとおり、行政経営改革推進プログラムとして実施しており、住んでよし、働いてよし、訪れてよしの奈良県の実現には、健全で持続的な財政基盤の確立が不可欠という認識のもとに作成しています。主な内容は、組織、財政、公共施設のファシリティーマネジメント、インフラ施設のアセットマネジメント、県域マネジメントの5つのマネジメント分野に取り組んでいます。具体的

には、平成28年4月時点の職員数を実質的に上回らないようにするための定員管理、事務処理上のリスクを回避するための内部統制によるリスクマネジメント、交付税措置のない県債残高の県税収入に対する比率が前年度を実質的に下回るよう財政規律を確保する、長期的な視点で公共施設の更新、統廃合、長寿命化など、計画的に行うなどの取り組みを行っているところです。取り組み項目については、毎年度進捗状況を検証、公表することにより、PDCAサイクルを徹底していきたいと考えています。また、適宜必要な改定も行っていくつもりです。以上です。

○池田委員 名称も行政経営マネジメントプログラムから、平成29年度からスタートしている新たなプログラムについては、奈良県行政経営改革推進プログラムと変わって、説明のあった5つの分野で、健全で持続可能な行財政基盤をしっかりと確立をしていくための取り組みが始まったと伺っています。ぜひ着実に実行していただきますようお願いをしておきたいと思います。

続きまして、まちづくり推進局に、2点、質問したいと思います。

まず、県営住宅についてです。

県営住宅が随分老朽化をしているということ、それから、高齢化が進む中で、建てかえや改修等、必要な住宅も多いように見受けられます。県営住宅の建てかえや改修等々について、どのような考えを持って取り組んでおられるのか、改めてお聞かせいただきたいと思えます。

○塚田住まいまちづくり課長 県営住宅の建てかえ、改修について、どのような方針、どのように取り組んでいるかというご質問をいただきました。

池田委員がお述べのとおり、県営住宅の老朽化は進んでおり、現在県が管理している約8,200戸のうち、約2割が簡易平屋建てなど、耐用年数が経過した老朽化している住宅となっています。県としては、老朽化が著しい県営住宅については、集約、再編による更新や比較的新しい住棟への住み替えを促進するとともに、耐用年数が残る県営住宅については、長寿命化を図るための改修を進めています。今年度は、桜井県営住宅の建てかえ工事及び設計に着手する予定です。地域のまちづくりと連携し、県営住宅の建てかえに伴う余剰地に高齢者や子育て世帯向けに必要な施設等を導入する計画を進めています。また、本年12月に、県議会にご審議いただく予定の奈良県住生活ビジョンにこれらの方針を公営住宅ストックの活用推進として位置づける予定になります。以上です。

○池田委員 説明いただきました8,200戸のうち、約20%に当たる2,000戸に

ついて、老朽化が著しいと伺っています。

そういったことから、説明のように、集約、再編、住みかえ、長寿命化などに取り組んでおられるようではございますけれども、先ほど申しましたように、高齢化が進む中で、エレベーターのついている県営住宅は非常に少ないと思います。あるいはバリアフリーについて、今どのようなになっているか、あわせてお聞かせいただきたいと思っております。

**○塚田住まいまちづくり課長** ただいまエレベーターの設置されている県営住宅のことについて、ご質問をいただきました。エレベーターが設置されている県営住宅は、池田委員がお述べのとおり大変少なく、紀寺、東高田、小泉、天理団地の4団地になります。エレベーターのついていない既存の県営住宅においても、階段の昇降に支障のある入居者の方に対しては、1階の空き住戸をあっせんし、住みかえる取り組みなどを進めるとともに、今年度工事着手予定の桜井県営住宅にもエレベーターを設置する予定です。既存県営住宅においては、設置スペースの有無や設置方法など、技術的に難しい課題もありますが、時代のニーズに応じた居住水準の向上を図るため、バリアフリー化の検討を進めていきたいと考えています。以上です。

**○池田委員** エレベーターがついているところが、紀寺、東高田、小泉、天理の4団地のみということですが、これらは比較的最近に建てかえられた団地で、そういう意味では、時代に合った形でエレベーター設置やバリアフリー仕様にしてあるということだろうと思っておりますが、残りの部分について、先ほど説明があったように、技術的に研究をさせていただいているようですが、エレベーターの後づけが可能かどうか、バリアフリーができるだけそういった形に改修ができないかなど、そういったこともしっかりと引き続き研究をさせていただきたいと思っております。募集停止をしている老朽化している県営住宅もあります。これを今後どうしていくのか、例えば建てかえなのか、もう潰してしまうのかについても県としての明確な方針をこれから示していく必要があるのではないかと思います。この12月議会に計画というか、住生活ビジョンが示されると伺っており、この中身も見ながら、私も引き続き研究をし、意見を申し上げ、要望もしたいと思っておりますので、よろしく願います。

いずれにしても、住んでおられる方が快適に、不自由なく暮らしていただけるという住環境をしっかりと確保していく、担保していくということが何よりも大切だと思っておりますので、ぜひよろしくお願いいたします。

続きまして、違法建築物についてです。



まず、県として、行政として、どのような流れで違法建築物に対する指導をされているのか、お聞かせいただきたいと思います。

○松本建築課長 違法建築物に対する指導はどのようなフローで行われているかという質問についてお答えします。

基本的な対応としては、まず、行政指導により、違反行為者の自主的な是正を促しているところですが、行政指導などに応じない場合は、法の定めに基づき対処しています。各事案の態様により、その対応は若干変わりますが、具体的に説明しますと、事案を認知した場合などは、まず、現地調査などにより事実確認を行っています。事実確認後は、当事者などからの事情聴取を行い、自主的な是正に向けた指導や当該建築物などの使用禁止、工事停止などの指導を行っています。その後、指導に従わず、是正されないなどの場合は、文書による是正勧告を行っています。なおも、勧告された内容が履行されず、違反態様から必要と認められる場合には、監督処分として、建築基準法に基づく命令を行うことになります。この監督処分として命令を発出した際には、法の規定により、当事者の氏名を公示するといった措置をとることになります。その後、命令が履行されない場合には、態様にもよりますが、命令違反による刑事告発を行うなど、段階を追った対応をとっているところです。以上です。

○池田委員 当然違法な建築物に対する指導ですので、厳しい姿勢で臨んでいただく必要があろうかと思いますが、現在、違法建築物は、県内でどれぐらいあると建築課では把握されていますか、お答えいただきたいと思います。

○松本建築課長 違法建築物の件数についての質問ですが、当課で把握したものは、平成19年から平成28年までの過去10年間で、総件数205件、うち一般の方々による通報によるものが82件あります。以上です。

○池田委員 205件、この過去10年間で違法建築物が県内であると把握をしていると。もしかしたらまだ把握できていないものがほかにもあるかもわかりませんが、いずれにしても、把握しているだけで205件ということですが、先ほど説明をいただきましたフローで行政として指導されているということですが、この205件のうち、実際解決したものはどれぐらいあるのでしょうか。わかれば、お聞かせをいただきたいと思います。

○松本建築課長 是正案件の解決した件数についての質問ですが、当課で把握、対応した過去10年間の案件中、是正が履行され、完結したものは43件です。以上です。

○池田委員 43件解決をされた。裏を返せば、160件余りはまだ解決をしていない、

指導中ということです。もしかしたら、この10年間、平成19年、平成20年あたりに見つかった違法建築物がまだ指導をされているかもわかりません。いずれにしても、粘り強い指導が必要だろうと思いますし、また、毅然とした厳しい対応が必要ではないかと考えています。

先ほど答弁がありましたように、過去10年間で205件の違法建築物の把握のうち、住民の皆さんからの通報によって見つかったものが82件ということです。このうち、解決したものがどれくらいあるのかと思いますけれども、住民の皆さんから通報されたということは、何らか生活に支障がある、違法建築物によって迷惑をこうむっているなどなど、さまざまな理由があって、これは日々続くわけです。そういう意味においては、住民の皆さんから苦情が寄せられた、通報があったというものについては、とりわけしっかりと対処していく必要があるのではないかと。先ほどお話がありましたように、まず、現地調査をして、実態把握等々や事情聴取から始めるということですが、できるだけ早い段階で対処することが早期解決にももちろんつながると思いますし、なかなか是正が進まないところについては、余り間隔をあげずに、次のステップ、さらに次のステップと進めていくことが大切なのではないかと思っています。そういったことをぜひお願いをしたいと思いますし、また、そういった願いを持っているわけですが、建築課、行政として、どのように対応を今後されていくのか、このあたりについてお聞かせいただきたいと思います。

**○増田まちづくり推進局次長** 池田委員がお述べのとおり、違反建築物に悩む住民の方がおられることから、指導に従わない場合は、文書による是正勧告、さらには、積極的に現場に行きまして確認を行い、また、地域の方に見えるように、しっかりと対応していきたいと考えています。建築課には、奈良県警察から警部が監察係を担当する課長補佐として人事交流で常駐しており、違反建築物等の対応強化に努めているところで、今後とも強化を進めていきたいと考えています。以上です。

**○池田委員** 少し表現は悪いかもわかりませんが、やり得、やったもの勝ちというようなことにならないように、ぜひ取り組みの強化、指導の強化をお願いをしたいと思いますし、先ほど増田まちづくり推進局次長、松本建築課長からもご説明をいただきましたけれども、近隣の住民の方が思い悩んでおられる、苦しんでおられるというケースもあるやに聞いていますので、このあたりについても十分考慮していただきながら、やはり厳しい姿勢で取り組んでいただくことをお願いをして、午前中の質問を終わります。

**○阪口委員** 私からは、2点質問をします。

まず1点目は、奈良県の行政委員は、教育委員、労働委員、人事委員など、幾つかありますが、その報酬について、平成28年度の決算状況をお聞かせください。

○乾人事課長 平成28年度の決算額は、約7,500万円です。

○阪口委員 知事に一般質問の中で、行政委員の報酬が月額報酬なので、日額報酬にしたいと。知事は答弁の中で、月額日額併用制を採用するということで、実際そうされていますが、そのときは、年額約1,300万円縮減されると聞いています。そこで、月額制のときと、月額日額併用制と比較してどうなのか、その支出額をお聞かせください。

○乾人事課長 非常勤の行政委員の報酬について、阪口委員がお述べのとおり、平成24年12月議会でご審議をいただきまして、従前の月額制を月額、日額の併用制に改めたところで、平成25年4月から適用しています。先ほど述べましたように、平成28年度の決算額で、年間所要額が委員の報酬約7,500万円になっていまして、改正前、平成24年度の決算額に比べまして約1,700万円の経費節減になっています。以上です。

○阪口委員 知事の答弁どおり、支出額については削減されていると理解しました。ありがとうございます。

2点目の質問をします。県職員の超過勤務についてです。この件については、総括で質問する予定にしています。ただ、ここでも質問しないと総括できませんので、質問をします。

1つ目は、県職員のサービス残業が常態化しているのではないかと私は理解していますが、その点についてお聞きします。

○乾人事課長 サービス残業についてお答えします。

先ほども述べましたが、時間外勤務というものは職員みずからの判断によるものではありませんでして、所属長をはじめとする管理監督者が、真に時間外勤務が必要な職員に対して適切に命ずるものであると考えています。県としては、時間外勤務は事前に命令する、命令した時間外勤務に対しては適切に超過勤務手当を支給するというをやっています、いわゆるサービス残業はないと認識しています。以上です。

○阪口委員 この点については、証拠等を出して、総括では質問をしたいと思っています。

以前、読売新聞にこのような記事が掲載されています。奈良県が非常勤嘱託職員の女性に対して、2014年4月9日から6月18日の間に、計約3時間分の時間外労働の賃金、約3,500円を未払いだったという。そのことについて、労働基準監督署が知事と当時の県中央子ども家庭相談センターの幹部ら3人を労働基準法違反の疑いで書類送検をして

いたということが報道されていますが、そういう事実はあるのでしょうか。

○乾人事課長 そういう新聞報道があった事実は承知しています。

○阪口委員 労働基準法違反や、サービス残業については社会的問題になっていますので、この件は総括での質問はしません。突っ込んで違うことでサービス残業のことを質問します。

2つ目の質問ですが、県は、現在、夜の残業を減らす方向であると理解していますが、しかし、聞くところによると、朝早く来ていると。早朝、7時ごろ来ていると私の耳に入っていますが、その点についてはいかがでしょうか。

○乾人事課長 退勤管理の徹底によって、朝早く来ている職員がいるのではないかという質問について、お答えします。

柔軟な働き方改革を支援する取り組みの一つとして、県として4月からフレックスタイム制を導入しています。今までは始業は8時半でしたけれども、個人の事由によって、午前7時から10時までの間で、職員の申告に基づき、業務に支障がない範囲という前提がつきますけれども、その中で自由に割り振れることになっています。例えば通勤ラッシュを避けるために、生活スタイルに合わせて、個人的な理由で早く来られている方もあるかと考えています。なお、所属長によって、早朝から業務を命じられた者については、当然時間外勤務として処理されるものであると認識しています。以上です。

○阪口委員 私の理解とは少し違いまして、聞くところによると、朝早く来て、カードも通さないと、そういうことが行われている課もあると聞いていますが。きちんと残業について守っている課もあるかと思えますけれども、私自身が、朝7時に来て、実態は大体把握しています。朝早く来ても、涼しいわけではないのです。私は、夏の、朝7時に来ましたけれど、物すごく暑いのです。朝、働いていてもクーラーも入っていないし、朝だから楽だということは感じないのですけれども、そのあたりの健康管理について、もう少しわかればお聞かせください。

○乾人事課長 今の質問の趣旨は、朝早く来たら涼しくないけれど、どういう健康管理をしているかという趣旨でしょうか。

○阪口委員 そうです。

○乾人事課長 従前、7月、8月は県庁一斉にサマータイムということでしたけれども、今年度は、フレックスタイム制を導入したこともありまして、朝型勤務を推奨という形に変えました。そこはまさに個人の生活スタイルに合わせて自由にフレックスタイムを活用

してやっていただくということで、暑がりの方もおられれば、寒がりの方もおられて、全般的に、やはり、夏は朝が涼しいのかというところで、そういう取り組みをしたところでは、

○**阪口委員** 私が申し上げたいのは、職員が働くときにクーラーも入っていない状態で能率が上がるのかと。もう少し職員の健康管理を大事にして、朝でもクーラーを入れる、5時を過ぎてもクーラーを入れるなど、私は議員ですので、議員が来たときは涼しいわけです。でも、5時何分になったらクーラーが切れる。その後、働くわけで、早朝でも残業でも結構、暑いのと違うかと危惧しています。残業については、やはり業務量を減らさないと、仕事はこなさないといけない、そうしたら、必ず朝来てもらわないと困るし、持ち帰り残業をしないと仕事をこなせませんので、そのあたりについては、ここで発言をしても、業務量との兼ね合いで残業のことを勘案する必要がありますので、知事に質問します。

3つ目は、35歳の砂防・災害対策課の県職員が自殺した事案と関連しますが、職員がメンタル面で悩んだときに、産業医との面談があると思いますが、面談をすると、事後措置実施報告書を産業医は出すと。その報告書がどのように生かされているのか、提言が反映されているのか、お聞かせください。

○**小槻総務厚生センター所長** 阪口委員がお述べのように、過重労働によりまして、脳や心臓の疾患、精神性疾患などの健康障害を防止するために、産業医による面接指導を行っています。長時間勤務のあった職員で、産業医が面接指導を行った者については、職員本人に対する保健指導とともに、所属長に対して面接指導の結果と職員の健康を保持するために必要な措置に関する意見を記載した報告書を通知しています。所属長はこれを受けまして、職員の執務状況の改善などの健康障害の予防に取り組むこととなります。また、その内容については、事後措置実施報告書によりまして、部局の組織・人事管理責任者、総務厚生センター所長及び産業医に報告することにしていきます。以上です。

○**阪口委員** 4つ目、最後ですが、先般の砂防・災害対策課の職員が自殺した事案では、遺族がどういう状態で亡くなったのか、県での勤務状態を聞きたいという要望があって、県はその要望に即して報告書等を作成されて遺族に渡されたと同っています。それはそれで、していただいたと理解はしていますが、報告書を見まして、県の担当者だけの調査ですので、やはり掘り下げが少し足りないのではないかと。どこの自治体でも生徒等の自殺のときは第三者機関の設置等を行われているわけですので、そういう発想はないのか、あるのか、それがいいのかどうか分かりませんが、そのあたりについてお聞かせください。

○乾人事課長 今回の調査についての考え方について、お答えします。

阪口委員がお述べのとおり、ご遺族からの要望にお応えをする形で、自死された職員の方の勤務の状況や、職場のパワーハラスメントの有無について調査を行ったところです。調査に際しては、勤務の状況は、出勤簿などの客観的なデータに基づき、関係職員からの聞き取りは、正確な事実の把握や率直な意見聴取のために、誰が言ったか、名前は公表しないことを前提に調査を行ったところです。また、聞き取り項目に差異が生じることがないように、ヒアリング項目も統一し、ヒアリングを行う職員も限定した上で、ありのままを伝えるために、聞き取った内容そのままを記録として調査報告としたところで、去る9月15日にご遺族に報告したところです。県として、今回の調査において、一定の事実把握はできたと考えているところで、先ほどお述べのように、いじめ等の際の第三者委員会等を設けるつもりはありません。以上です。

○阪口委員 最初に申し上げましたように、きょうは担当者に質問をして、この4点については、総括で知事に質問いたしますので、よろしくお願いします。以上です。

○山村委員 まず最初に、総務部に、指定管理制度の運用状況について伺います。

現在県では、適用施設がどのようになっているのかということと、財界などがこの導入当時に官業開放、40兆円のビジネスチャンスということで、歓迎をされていました。自治体もコスト削減ということを大きな目的にしてきたと思います。しかし、本来公共サービスは住民福祉の増進に資する目的であり、利益追求とは相容れないものがあると思います。特に指定管理施設の労働者から過重労働や不払い残業、賃金の削減といったことで労働環境の改善を求める声が届いています。総務省においても、低賃金や非正規化、官製ワーキングプアを生み出しているということで警鐘を鳴らし、制度の適正な運用を求めてきたところであると思います。

指定管理制度の運用に当たっては、コストの面だけではなく、住民にとってよいサービスの提供がされているのかを評価しなくてはならないと同時に、労働者の労働条件などを把握して、適切な運用であるかチェックしなくてはならないと思いますが、この点、県としては、モニタリングをどのように行っているのでしょうか。奈良県では公契約条例が施行されていますが、これはどのように生かされているのか、お伺いしたいと思います。

○松岡ファシリティマネジメント室長 まず、本県におけます指定管理の状況についてです。

指定管理者制度については、公の施設に対しての管理手法の一つとして地方自治法に定

められたものであり、現在県では公の施設が93ありますが、そのうち34の施設において指定管理者制度を導入しています。

指定管理者制度については、山村委員がお述べのとおり、1点は利用者へのサービスの向上、それから、よりよい効率的な施設運営を実現することを目的として、民間事業者のノウハウを生かすことを目的として導入しているものであり、本県においてもその導入を進めているところです。既に指定管理者制度が導入されている施設については、指定管理者を指定した後、期間中は任せきりということではなく、県としてもその期間中によりよい運営改善につなげていきたいという思いから、運営管理状況を把握するようにしています。具体的には、施設の所管課と指定管理者間で毎月定例的な会議を開催していただき、業務履行の状況を確認した上で、運営改善に必要な取り組みの方策について意見交換をしていただくとともに、さらに、この会議には、年2回ですけれども、ファシリティマネジメント室も参加した上で、さらなる運営改善に向けた意見交換等を実施しています。このように、指定管理者の当事者間でのモニタリングに加えまして、平成27年度からは、外部有識者で構成します指定管理者制度運営評価委員会を知事の附属機関として設置して、指定管理者による自己評価、それに対する施設所管課の評価を踏まえた上で、外部委員会による第三者評価をしていただき、その結果を次年度以降の運営改善につなげていくこととしています。

さらに、山村委員からご指摘のありました、指定管理者において雇用されている労働者の方の条件等について、指定管理者制度において、県と指定管理者との間で締結します協定は、公契約条例に基づき、公契約と定義されているところです。したがって、指定管理者に対しては、公契約条例に基づき、適正な労働条件の確保が当然図られるべきものと考えているところです。以上です。

○山村委員 言われましたように、公契約条例にうたわれています賃金や社会保障の問題、そういう点でのチェックが入るということですね。例えば賃金の不払いがあるなど社会的に問題となる違反行為がある場合については、是正されることになるわけですね。

○松岡ファシリティマネジメント室長 公契約条例の中身ですけれども、この中でもとりわけ規模の大きい特定公契約と呼ばれるものについては、今お述べのように、労働者への賃金の支払いの状況、社会保険等への加入の状況等について、定期的に報告をいただく仕組みとなっていることから、労働条件はそういう報告を通じて管理されていくものと考えています。以上です。

○山村委員 公契約条例で言われています条件が幾つかありますけれども、例えば契約金額などでの制限ですが、今言われました34施設が全部適用になるのかどうか、その点はいかがですか。

○松岡ファシリティマネジメント室長 既に指定管理者制度が導入されています34施設の全てが特定公契約の対象となるものではありません。特定公契約の対象となるものの条件としては、契約の金額が3,000万円以上かつ建物の維持管理等の業務を主たる業務とするものとしており、一部の指定管理者については、この対象からは外れるものです。

○山村委員 対象から外れるということになりましたら、県が労働者の実態を把握するべきがないということになるのではないかと思いますので、やはり公的なサービスを提供する仕事ですので、県は管理者として、そこで働く労働者の実態を把握しなくてはならないと思いますので、その点の是正というか、しっかりとやっていただきたいと思うのですけれども、それはどうでしょうか。

○松岡ファシリティマネジメント室長 山村委員がお述べのように、特定公契約の対象とされないものについては、先ほど申しました事項の報告義務はありません。しかし、指定管理者制度の協定については、全て公契約であるという認識のもと、当然その協定を締結する指定管理者に対しては、社会的な責任を果たしていただくという意味での責任はあると思いますので、県としてもそれを踏まえた対応をしていきたいと考えています。以上です。

○山村委員 わかりました。では、そのようにお願いします。

これは今後の課題とと思っていることですが、県の公契約条例は、賃金の面では最低賃金の設定になっています。最低賃金で、フルタイムで働いても、ワーキングプアという状況からは抜け出せないということで、年収200万円未満になると思うのです。その辺の見直しが今後必要ではないかと思います。例えば公契約の契約をされる場合に、管理運営費の経費の積算を人件費の基準について見直すなどが今後必要ではないかと思っていますので、これは今後の課題にしていきたいと思っています。

次に、西九条佐保線の拡幅計画について伺います。

JR関西線の高架化、済生会奈良病院前のJR新駅設置、京奈和自動車道奈良インターチェンジ設置、そこから大宮通りまでの西九条佐保線の4車線化という4つの大がかりな事業が計画をされ、8年後には完成と聞いているのですが、このうちの西九条佐保線について伺いたいと思います。



道路の整備によって、現在の生活道路の利用が制限されて、住民の皆さんの生活に影響が大きく出る、不便になると、心配の声が寄せられています。例えば、三条添川大宮線の西行き、萬春堂前の三条添川町交差点では、現在4方向に自動車の通行が可能ですがけれども、今後左折しかできなくなるのではないかと、そのほか、今歩行者が横断できる交差点が幾つかありますけれども、これが横断できなくなり、相当の距離を迂回しなくてはならない。住民の方からは地域が東西に分断をされて、移動や地域のコミュニティー、交流にも支障が出るという懸念の声が上がっています。この点について、県の認識はいかがか、また、どのような対策をとられているのか、お伺いしたいと思います。

○本村地域デザイン推進課長 西九条佐保線の質問です。

西九条佐保線の整備に関しては、事業開始当初から、地元自治連合会や対策委員会などを通じながら、事業説明、地元協議を行っており、地域の皆様のご理解、ご協力が得られるように努めてきたところです。山村委員からご指摘の西九条佐保線と生活道路との交差点部分におけます車両の通行利便性の確保や、歩行者の安全対策についても、地元の方々から意見をいただいているところです。西九条佐保線の整備に関します地域の皆様の要望については、警察や関係機関等と調整を図りながら、皆様への影響が最小限となるよう、今後とも対応を検討したいと考えています。以上です。

○山村委員 この拡幅により、大宮通りから奈良インターチェンジの区間で、11カ所の生活道路との交差点がなくなって、現状のままであれば、2カ所の信号のある交差点での横断ということになってしまうのではないかと危惧されます。そうになりましたら、高齢の方、子どもを連れた方などには本当に大きな負担になります。そもそもこの道路の拡幅は、もともとは高架化の計画であったのを、住民の皆さんが運動をされて、平面になったという経緯もありますが、これをつけなくてはならなく、これほど大きな道路になってしまったのは、京奈和自動車道インターチェンジの整備に伴うものであることも勘案しますと、地元の願いに添えていただくという立場で進めてほしいと思います。改善がされると受け取ったらいいかどうかだけ、確認しておきたいと思います。

○本村地域デザイン推進課長 繰り返しになりますけれども、警察や関係機関等との調整を図ってきているところです。なるべく皆様への影響は最小限となるように、今後とも努めていきたいと考えています。以上です。

○山村委員 わかりました。

次に、この新設道路によって、交通量が変わってくると思います。現状でも大宮道路は

渋滞をしており、新大宮駅前の踏切での渋滞も今後どうなるのかという心配の声も聞いています。新しい道路の通行量をどのように予測されているのか、また、その渋滞対策についてはどうされるのか、お伺いしたいと思います。

**○本村地域デザイン推進課長** 西九条佐保線に伴います渋滞についての質問です。

西九条佐保線が開通しますと、大宮通りとの交差部分や新大宮駅東側の踏切付近におけます渋滞の抜本的な対策案の一つとして、大和西大寺駅の立体化や平城宮跡からの鉄道移設と一体的に新大宮駅東側の踏切解消を検討する案があります。これについては、現時点では成案を得るに至っていないところですが、詳細な調査、検討を実施するとともに、近鉄をはじめとします関係者との協議が進みますよう、鋭意取り組んでいるところです。ただ、この対策案については、課題の多い中で長期的な取り組みとならざるを得ないところもありますので、こうした検討とあわせて、例えばインターチェンジをおりて西九条佐保線を通行してくる車両に対して、大宮通り以外の東西幹線道路との交差点の手前に道路標識等を設置して、なるべく手前で中心市街地方面へ誘導するなどといった即効的な対策の検討も行っていきたいと考えています。以上です。

**○山村委員** 渋滞対策の決め手ではないように思いますが、大宮通りの手前で曲がることになって、住民生活の点で大変危険なことにならないのか心配をされる状況があるのではないかと考えていますので、その点、しっかりと取り組んでいただきたいと思っており、私自身は、そもそも京奈和自動車道の奈良インターチェンジまでの整備そのものが不可欠という点で、甚だ疑問であると思っております。現在国土交通省も国道24号線の渋滞対策を順次進めていますし、今後もされていくということで聞いています。今後さらに人口が減少して、通行量も全体として減少していく中で、巨費を投じて新たな渋滞を引き起こすようなインターチェンジの建設は、住民生活にとっても大きな影響を及ぼすということで、考え直すべきではないかと思っております。これは意見として申し上げておきたいと思えます。

次に、平城宮跡国営公園についてお伺いします。国土交通省が整備を行っています国営公園ですが、保存管理を担当するのは県ですので、県の見解を伺いたいと思えます。

現在大極殿の回廊の復原計画が進められようとしており、計画に当たって、大極殿の隣に復原事業情報館が設置されています。これは仮設の建物なのかどうかという点です。国土交通省のパンフレットによりますと、国営公園内の既存の施設ということで、ここに大極殿、朱雀門、この展示館という形で、並列にしてある、非常に疑問を呼ぶものが配られ

ていましたので、その点を、確認しておきたいと思います。世界遺産に登録された宮跡内に現代の新たな建造物というのは認められません。この点について、お伺いしたいと思います。

また、大極殿の復原は、築地塀の古代の工法であるところでも紹介をされていました。しかし、実際には、建設された当時の古代工法を用いるのは一部分で、鉄筋を使用した現代建築工法が用いられると聞いています。現代的なものを建てないということですのでこれでは復原とは言えないのではないかと思います。管理を行う県として、この点についてどのように考えておられるのか、お伺いしておきたいと思います。

**○志茂平城宮跡事業推進室長** 私に対しては、2つの質問がありました。

1つ目ですが、第一次大極殿院の復原事業情報館は仮設の建物か否かです。この情報館は、国土交通省が整備を進めまして、平成27年5月に開館したものです。施設の目的としては、長期間にわたる復原事業の取り組み、整備の意義、目的についてわかりやすく紹介していこうと。さらに、展示を通じて復原事業についてより理解を深めていただくという目的で設置されたものです。国土交通省によりますと、復原事業情報館は、あくまでも仮設の構造物であり、復原事業が完成した時点で撤去をすると聞いています。

2点目ですが、現在の築地回廊の復原について、現代工法を使用しているが、これをもって復原と言えるのか否かという質問について回答します。まず、国土交通省による第一次大極殿院の築地回廊については、平成29年秋から南門部分の復原に着工予定と聞いています。この整備に関して、平成23年7月、国土交通省で、第一次大極殿院建造物復原整備計画が策定されまして、基本的には伝統的な材料、工法を用いると。その上で、遺構の養生、さらには利用者の安全性、材料の調達などを見据えたコストの縮減を踏まえて、必要により代替的に材料、工法の現在部分を用いるということが示されています。具体的な材料、工法については、有識者によります検討委員会により、11回の検討がなされまして、平成27年3月に報告書がまとめられています。以上です。

**○山村委員** 国土交通省のパンフレットは、何か既存施設であるような表示なので、誤解を招くと思いますので、一時的な仮設であると明記すべきだと思いますので、その点はお願しておきたいと思います。

それから、大極殿院の回廊の復原は、古代工法で復原できる部分を復原するというところにとどめることがより経費の縮減になると思います。先ほど申されました前面の楼閣に当たる部分などは復原可能ということですので、そういうものができて、塀も一部できる

ということになりますと、当時の状態を皆さん想像もできますし、実感していただくこともできるということなので、相当の巨額を投じて、全部現代工法も使ってつくるなどということは、必要ではないと思います。そもそも裏側に当たるところの一条通りの部分は道路の移設ができないわけですから、当面は建設ができないこともあるわけですので、本当に無駄遣いをやめるという点から考えても、県としてもそういうことを意思表示をしていただきたいと思っていますので、お願いしたいと思います。

次に、県営住宅の入居に当たっての保証人の制度について伺います。

県営住宅に入居する場合や、名義の継承をされるときには保証人が必要という制度になっていますけれども、どうしても保証人が立てられないという方が最近多々あります。私のところに相談に来られたり、市議会議員の方や関係者の方に相談されている例が多いですけれども、身寄りがない、友人ともうまくつき合えない、家賃の安い県営住宅に入りたいという高齢の方が保証人がいないからどうしたらいいのだろうと相談に来られたり、最近では、例えばDVの被害で誰にも住所を知られたくないという方があって、夫と離婚して、夫名義の県営住宅の名義を継承するために保証人が必要だけれども、両親が他界して、友人に頼める人がいないということで、困っておられる方もあります。県営住宅を希望して、困窮している方というのは、高齢者や心の病を持っていて人間関係がうまくいかないということを最近私自身もよく感じています。そういう中で保証人がいないという問題も生じているのではないかと思うのです。これを救済するために、何らかの措置がとれないのかということをお願いしたいと思います。例えば奈良市営住宅では、同じように夫が亡くなって名義継承できないという方の保証人がいない場合に、出ていかないといけないことになって、そういうわけにもいかないということで、特例として保証人を免除するという制度をつくられたということです。もちろん無条件ではありませんけれども、そういう配慮的な制度の運用を、条例も変えて実施をされているということなので、ぜひ県でも考えていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○塚田住まいまちづくり課長 ただいま県営住宅に係る連帯保証人の制度についてご質問いただきました。

県では、県営住宅の適正な管理運営を行うため、入居決定時、または名義人の継承時に入居をされる名義人の方に連帯保証人を1名選任していただいています。連帯保証人には、入居者に連帯して債務の負担をお願いしており、家賃の滞納が4カ月以上になれば、納付依頼書を送付して支払いをお願いしています。一方、県営住宅は住まいのセーフティーネ

ットとしての役割を果たしていることから、平成25年3月に奈良県営住宅条例を改正し、連帯保証人の要件を緩和したところです。具体的には、居住地域については、県内に住所を有する者から、国内に住所を有する者に拡大、また、債務負担能力については、入居決定者と同等以上の収入のある者に加えて、一定の資産を有する者等、入居決定者の債務を負担する能力があると認められる者も対象となるように改正したところであり、連帯保証人をこれまでより容易に選任できるようにしています。しかし、山村委員がお述べのとおり、身寄りのない単身高齢者など、連帯保証人を選任することが困難な場合もあることから、他の都道府県等の連帯保証人の免除規定の運用実態などを調査していきたいと考えています。以上です。

○山村委員 前向きのお答えをいただいたと理解してよろしいでしょうか。県内で見ましたら、12の市全てで、市営住宅では保証人がなくても入れるということを実現されています。その場合、緊急時の連絡先は出していただくなど、いろいろな工夫をされているようですけれども、そういうことも含めまして、今、塚田住まいまちづくり課長がおっしゃられたように、やはり住宅は福祉ということで、県は住宅に困窮する県民を救済する役割を果たさなくてはならないと思いますので、ぜひ実現していただきますようによろしくお願ひします。

次に、奈良公園のホテル建設の問題について、お伺ひします。

この間、知事とも何度もやりとりをしてきました。公園の便益施設に高級ホテルが当たるのかどうかという点について、私は納得ができないわけですが、今回お聞きしますのは、高畑町裁判所跡地にホテルを建てる計画が古都保存法に違反する行為ではないのかと思いますので、お聞きしたいと思います。

古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（古都保存法）がありますけれども、その主旨は、原則保存です。古都保存法では、建築できる建設物は制限をされています。古都保存法第8条第2項では、政令に定める基準に適合しないものについては、同項の許可をしてはならないと規定されており、その施行令の中では、建築物の新築としてできるものが書かれていますけれども、それを見ますと、農業、林業、または漁業の用に供するために必要な物置、作業小屋等、仮設の建設物、地下に設ける建設物については、当該建設物の位置及び周辺の土地の区域における歴史的風土の保存に支障を及ぼすおそれが少ないこと、また、次に掲げる建設物については、その規模、形態及び意匠が当該新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における歴史的風土と著しく不調和ではないこととい

うことで、そこに認められていますのは、そのことにおける重要な遺跡に存した建築物の原形を再現する、復元する建物が認められているということになっています。ですので、この条文を読めば、新たなホテルなどの建設はできないことになると思えると思うので、すけれども、奈良市も、国も許可をされたということですが、県はこの法令に関してどのようにお考えになっておられるのか、お伺いしたいと思います。

**○上平奈良公園室長** 古都保存法に違反する行為ではないかということに対して、お答えします。

この法令は、山村委員がおっしゃられたように、第6条で、法第8条第2項の政令で定める基準というのは、次のとおりであるという中に、建造物の新築ということで、二、次に掲げる建築のうち、その規模、形態、意匠が歴史的風土と著しく不調和でないこと、

(5)に、都市公園法に規定する公園施設である建築物という形で明記されていますので、許可を受けられる、違法ではないと考えています。以上です。

**○山村委員** これまで、そのような形で、近隣の住民で認められているということはありません。こういう条文の中でも限定されていることをやられることについて、とても納得できないので、この点については、改めて知事にもお伺いしたいと思います。

次に、高畑地域で、裁判所跡地で、動植物の調査もやっていただいたということで、報告書もいただきました。鳥類以外の昆虫などの動物の調査はされていないのではないかと思うのですけれども、その点はどうなのか。

それから、吉城園地域の知事公舎についての建物調査は、この前、知事も答弁で言われていましたが、自分が住んでいたためにできていないとおっしゃっておられましたが、これは今後されるのかどうか、お伺いしたいと思います。

**○上平奈良公園室長** 1点目の昆虫などの調査はどうするのかという質問については、高畑裁判所跡地は、江戸時代までは興福寺の子院がありまして、その後、明治時代に山口家の所有になり、戦後は裁判所官舎として利用されて、平成17年に県の所有となったところですが、平成17年に県に引き渡す前年の平成16年には裁判所官舎の建物のみならず、山口家の住居や茶室など、全ての建物を撤去し、更地にしました。今回、裁判所跡地の活用については、平成16年までに建物のあったほぼ同じ場所に宿泊施設や交流施設が建つことから、その整備による昆虫の生息環境の変化はないと考えまして、調査は実施していません。

知事公舎の建物調査をされないのかということについて、吉城園の地区の建物調査は、

平成22年から奈良県指定文化財調査や、近代和風建築総合調査等、ほかに学識経験者による現地調査も行ってきました。知事公舎については、昭和2年に名勝指定されたのですが、それ以前に建てられていまして、吉城園主棟、茶室、世尊院と同様に、外観は原則として保持しますと。また、内部では、サンフランシスコ講和会議の批准書に天皇が署名されました御認証の間は、その歴史的価値を踏まえまして保存しますと。これらの調査や保存方針については、奈良公園地区整備検討委員会や部会で専門家等の意見を聞きまして、十分に議論を重ねて決定しましたので、今のところ追加調査をするという考えはありません。以上です。

○山村委員 知事公舎について文化財に当たるかもしれない貴重な建物ではないかと専門家からも伺っていますし、知事公舎と副知事公舎が同時に残されている例も全国でも珍しいと聞いています。何らかの活用をされることになりましても、その学術的価値がどういふものであるのかを県民に明らかにすることは、絶対に必要なことだと思います。また、中はそのまま全部残すわけではないということになり、内装など、いろいろ改修がされることとなりますので、その前に調査をしなくてはならないと思いますが、この点についても、知事は前の質問のときに、全て公開して、事実を知らせるとおっしゃっていただいていますので、もう一度知事と議論したいと思います。

もう1点、両方の植物や動物の調査報告をいただきました。調査報告書には誰が行ったのか明記がされていませんでしたが、わかれば教えていただきたいし、ご報告いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○上平奈良公園室長 具体的に会社名や有識者については、今資料がありませんので、後ほど報告します。

○山村委員 わかりました。

続きは知事にお伺いすることにしたいと思います。以上で終わります。

○森山委員 私からは2点質問します。

1点は、総務部に対して、消防用設備における非常用電気の点検について質問します。

6年前の東日本大震災のときに、整備不良によって作動しなかった非常用発電機が、一般社団法人の報告によると、全体の4割あったと出ていました。また、始動はしたが、途中で異常停止をした非常用電源が27%あったと。これが結果として被害を拡大させる原因の一つになったということです。近年では、熊本地震のときも公共施設においても非常用発電機が作動しないものが複数あったということです。万一のときに確実に作動ができ

るように、非常用発電機の点検が義務づけられています。県内において、そのあたりの問題はないでしょうかということです。地震などの自然災害や火災などの停電のときに、スプリンクラーなどの消防用設備やエレベーター等々が確実に作動するように、自家発電設備の点検を確実に進めていくことが、いつ起こるかわからない震災に備えることになると思いますが、県内の実施状況について伺いたいと思います。

また、あわせて、国の基準では、自家発電設備の検査をするときには、30%以上の負荷機能点検を実施することが求められていますけれども、そのあたりのこともあわせてお尋ねします。

○小出消防救急課長 森山委員から、消防用設備に係る自家発電設備についての質問があり、答えさせていただきます。

屋内消火栓等の消防用設備については、消防法の規定により、建築物の用途や規模に応じて設置することが義務づけられています。技術上の基準の中で、そういう消防用設備が、例えば災害等によって停電した場合において正常に稼働するように、森山委員がお述べになったような非常電源、自家発電設備等を設置することが義務づけられており、消防用設備、自家発電設備については、消防法の規定で定期的に点検が必要になっていまして、点検の結果を消防署長等に報告する規定になっています。

点検の状況について、報告しますけれども、消防用設備の点検が必要な防火対象物のうち、報告のあった割合として、点検報告率を消防庁でデータとして出しています。これによりますと、平成28年3月時点で、全国平均は48.2%。これに対して、奈良県は44.4%ですので、全国平均より4%近く低い数字となっています。一方、延べ面積が1,000平方メートル以上の防火対象物は消防設備士等の有資格者が点検しなければいけない規模で、その報告率は、全国平均が69.7%に対して、奈良県は72.0%とむしろ全国より高い数字になっています。このような形で点検がされています。

それから、森山委員がお述べの自家発電設備について、30%の負荷運転が必要だというお話をいただきましたが、自家発電設備の負荷運転の検査は、国で点検の基準を定めており、基準に従って行う必要があります。具体的な点検方法の一例として、国の技術的な助言として、通知書の中で点検要領が示されています。この中で、1年に1回、30%の負荷運転をしなければならないことになっています。以上です。

○森山委員 30%というのは、義務ではなくて、助言ということで、確実にそれは上げてくださいということにははっきりとなっていないということですね。



要はいつ起こるかわからない震災のときに、稼働ができれば、それが目的なわけですが、今までの消防用設備の点検では、国、県、約半分弱の報告しかないということで、報告のないところはどうなっているかわかりませんが、報告があるところにおいても、災害があつて非常電源が必要になったときに稼働するかわからないという状況がまだ残されているというのであれば、しっかりと動く確認を年ごとにするのは意味のあることだと思いました。しかし、それがなぜ進まないのかということも一方で聞いていまして、年ごとの定期点検で1回ごとにする検査があまりにも大がかりになるということと、もう一つは、その費用がかさむということ、万が一のことでそこまで費用がかけられにくいという現状もあると聞いています。いつ災害が起こるかわからないような時期が来て、より点検の簡易というか、大がかりにならなくてもできるよう技術的にも進められていると聞いていますので、万が一のことがあつたときに必ず稼働するという確認がとれるような体制は必要だと思しますので、その辺の確認をよろしくお願ひしたいと思ひます。

消防用設備に関することは以上です。

もう1点は、県土マネジメント部に、高齢者の公共交通の利用促進、安心・安全の向上について質問します。

駅前のロータリーでタクシーを利用されているお年寄りの方から、タクシー乗り場からタクシーへ乗ろうとするときに、うまく乗れなくて、転んでがをしてしまったという話を聞きました。具体的に言うと、大和八木駅ですが、大和八木駅でタクシーに乗るときに転んでけがをされて、その方はどこに行く目的だったのかわかりませんが、大和八木駅は、ご承知のとおり、県立医大附属病院が近くて、体の弱い方が大和八木駅まで行って、大和八木駅からタクシーに乗ったり、バスに乗ったり、公共交通を利用し県立医大附属病院に行く方も多いところでは、そういう体の弱い方が乗る比率が結構高い場所でうまく乗れなくてけがをするという話を聞いてから、タクシードライバーや会社に確認をとりに行くと、年間に数件起きているということを知りました。体が弱いから少し足がつかえてけがをするということも一つの理由ですが、もう一つは、乗り場の構造上の問題もあるということもわかりました。あわせて、タクシードライバーの運転技術の違いにも原因があるということも聞かせていただきました。これからお年寄りの方が運転免許証を返納して、移動するときに公共交通をもっと利用していこうと変わっていく中で、体の不自由な方で、公共交通を利用される方もこれからより多くなると思ひます。とりわけ大和八木駅の話については、タクシーの話でしたけれども、その改善は、お年寄りの方に気をつ

けていただく、タクシードライバーの運転技術を高めてもらうことにあわせて、構造上の問題というのもチェックしていかなければ、こういう問題はこれからふえていくのではないかと思います。

これは、大和八木駅の問題だけではなくて、県下のロータリーに共通して言える課題ではないかと感じていますが、これから先のことを考えて、県下の公共交通のロータリーの乗り場、降り場でそういうことがないのかという確認も必要だと思いますけれども、そのあたりについてのご見解をお願いしたいと思います。

**○大庭道路環境課長** 高齢者に配慮したバリアフリーの取り組みについてお答えします。

高齢者に配慮したバリアフリー施策を展開するに当たっては、困っている方のニーズに応じた整理が重要だと考えています。このようなことから、平成18年に施行されました高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の中では、関連施策を総合的に実施することとなっており、高齢者等が利用されます鉄道駅や官公庁施設を含む地区において、市町村でバリアフリー基本構想を作成できるとされています。県内では、この基本構想が作成された橿原市、葛城市、大和郡山市、香芝市、奈良市、河合町の6市町では、公共交通事業者、道路管理者などの関係者によるバリアフリー推進協議会を設置し、課題や対応策の検討を行っているところです。

森山委員からご指摘の近鉄大和八木駅の南と北にあるタクシー乗り場ですが、タクシーの停車スペースと歩道との間に段差が残っている状況があり、橿原市では平成22年度にバリアフリー基本構想を策定し、関係者の連携のもと、事業を推進しているところです。奈良県としては、駅周辺のタクシー乗り場が高齢者にも優しい構造になるよう、関係者との協議を踏まえながら対応していきたいと考えています。以上です。

**○森山委員** 平成22年度から事業を推進しているということですが、現状は、平成29年で大和八木駅に関してだけでもそういう状況です。いろいろな方に生の話を聞こうと思って現場に行って聞かせていただきましたけれども、体の不自由な方が公共交通を利用するというのは、これからふえるでしょう。ふえるときに、バランスを崩すということも当然あるでしょう。それは、段差がある中で、タクシーが段差にぎりぎりまで近づいていれば、直接乗れるのですが、最近のロータリーは小さくて、直線が長ければ、横へつきやすいですが、回ってタクシーの乗り場に行こうと思えば、未熟なドライバーの方、運転技術がそう高くない方は、少しスペースがあくのです。まちまちであるタクシードライバーの運転技術の問題もあるということも聞きましたけれども、それ以外にも構造上の

問題はあると思いますので、それは大和八木駅に限らず公共交通の乗降場の全てに共通する課題だと思いますので、ぜひこれから先のことを見据えて、お年寄りや体の不自由な方が安心して公共交通を利用できるように、県下全体を見ていただきたいと思います。よろしくお願いします。

もう1点は、県土マネジメント部に要望ですけれども、河川敷の占有物についてで、河川敷で野菜をつくっておられる方に対することです。

河川敷に勝手に野菜をつくっておられる、勝手に建物を建てられているという方はそのままの状態では決してよくないということで、現状を把握するために、数年前に緊急雇用制度を活用して、その予算で県下の状況をチェックしたことが一度あったと聞いています。それを通じて県下にどれだけ不法に占有されているところがあるのか、野菜をつくっているところがあるのか、建物が残っているところがあるのかとかいうチェックをされて、そのときには一度、若干の改善というか、注意をして、少なくともなっただと思いますけれども、ああいうことは、イタチごっこのような形で、注意されて、一旦終わっても、またのぞいてみると同じような状態になっているということが結構あるようです。それで、そういう方に、きちんと畑を借りるなどして、河川敷で工作物をつくったらいけないことも、その後も伝えていただけて、看板も立っているところを見たことがあるのですけれども、利用されている方の言いわけを聞いてみると、そのままにしてあつたら草がぼうぼうになっているところをこちらがきれいにしてあげているぐらいですということで、悪気がない形で畑を、工作物をつくっている方がおられるということを知りました。草がぼうぼうになっているところをきれいにされているというと、一つの理由かだと思いますけれども、それで、わかりました、にはならないわけです。庭を持たないような方が家庭菜園をしたいと思つたら、市民農園で年間管理料を払ってまで小さな畑を持たれる方もいる中で、一方、近くで、なかなか目の届かないところがあるからということで、河川敷でタマネギなどをつくられているというのは、やはり公平性から考えてもよくないと思います。チェック体制は、以前は緊急雇用の予算があつたからチェックはできたけれど、今はなかなかそういうところまで目も予算も行き届かないとは思いますが、機会を見てチェックはしていく必要があると思っていますので、ぜひ心にとめておいていただけたらありがたいと思います。これは要望にしておきます。私からは以上です。

○川田委員　たくさんあります。まず1点事務局に聞きたいのですが、決算書が法令に基づいて配付されているわけですが、なぜ歳入と総務部と県土マネジメント部が一緒の

審議の時間になるのですか。款1からいけば全然ばらばらではないですか。不思議で仕方がないのです。普通は、歳入を前からいくか、後に回すかという、大体その程度だと思うのですけれど、決算審査なのに、なぜそういう決算審査日程を組んでいないのですか。この間配っていただきました、決算審査特別委員会の部が書いている表を見て、きょうの午前中が村井副知事、午後からが一松副知事で、あしたは一松副知事、村井副知事と、副知事都合で組んであるわけですか。お答えください。

○上田議会事務局長 川田委員がおっしゃるように、市町村の議会においては、款の順番にという決算審査特別委員会の設定をされているところが多いように伺っています。ただ、やはり県議会になりますと規模が大きくなってきますので、部局単位で考えさせていただく。そこに、先ほど川田委員がおっしゃいましたように、副知事に出席をいただきますので、副知事の担当部局ごとに設定をするということで調整をしています。以上です。

○川田委員 決算審査なので、前から順番にやっていけばいいのではないですか。資料のページが飛んでいったらわからないではないですか。前から思っていたのですけれど、決算審査特別委員会だから決算審査をするものだと思っているのですが、一般質問をやっている感じで、それは少し違うのではないですか。これだけの決算審査があるわけですから、今後委員長にも、その辺。

○中村委員長 今後このことについては、また相談するというところで、実質的な内容に入ってください。

○川田委員 はい、わかりました。それは委員長にお願いしておきたいと思います。

○中村委員長 はい。

○川田委員 まず1点は、大きなところから。細かいところは午後から聞きます。平成28年度の年収は若干下がっています。基準財政収入額がことし聞きましたら端数を省いて1,141億円。基準財政需要額が2,678億円、この差額が1,537億円ある。これが本来交付税になる計算のもとになってくるのです。交付税が今回は1,553億円です。この差額分ぐらいは大体入っているということです。ところが、収入額が昨年よりは若干減っているのです。収入額の見積もりが減っていて、地方税は減っているのです。基準財政収入額の見積もりは去年より若干多目に計算されているのです。でも、実態は去年よりも下がっているということになっています。この分が計算したままに入ってくるので、違法などと言っているのではないのですけれど、逆に市町村は、ことしの場合、収入額が多く見積もられていて、実際交付税が入っているのが少ない団体が非常に多いのです。団体

によってもちがいますが、市町村なら、2億円、3億円変わったら大きなお金ですから、それぐらい優に変わっていると。県はその逆の現象が出ているのです。もともと市町村と計算の需要を選んでいくのは違うのですけれど、これだけ逆転現象が出ているのは、なぜですか。収入は、住民の所得から出てくるものなどがほとんどではないですか、あと、財産収入などありますけれど。その原因をお聞かせいただきたいです。

○阿部財政課長 当然予算編成の過程において、地方財政計画が決まりました後に、最終的な財政収入の見込みは計算するところです。当然見込みですので、それが必ずしも実態と合わないところはあります。なるべく正確に算定しようとはしていますが、どうしても合わない部分はあるというのが率直なところです。以上です。

○川田委員 合わないのはわかっていて、ぴったりは毎年いかないのですが、けれど、ことし市町村の収入はもともとかなり多く見込まれていたのです。阿部財政課長に質問して適切かどうか、午後から浅田市町村振興課長に時間があったら聞こうと思いますが、多く見積もられていて、だから、もらっている交付税が少ないわけです。ところが、県はその逆の現象なのです。実際は少ないけれども、収入額と、需要額が伸びた分もあり、交付税は平成27年度から比べたら、ふえています。これは、市町村と県の調整などはないのですか。

○阿部財政課長 財政課では、市町村との間で計算方法についてどうかというところは特段議論していませんが、詳しくは地域振興部市町村振興課の問題になってくると思いますので、そちらでお問い合わせいただければと思います。

○川田委員 わかりました。

○中村委員長 この件は午後の部に回したらどうですか。

○川田委員 はい。委員長命令ですので、わかりました。

違う質問です。

歳入歳出決算報告書の57ページ、分担金及び負担金が約11億7,500万円で上がっており、先日聞いた16億6,700万円とかなりの違いがありますが、これはなぜなのかと思ひまして。

○阿部財政課長 申しわけありません。こちらが提供した、何か資料でしたでしょうか。川田委員がお述べになった数字が今手元になく、その差というのがよくわかりませんので、その点、確認したいと思います。

○川田委員 確認いただきまして、それから午後の質問にいきたいと思いますが、午前中

は終わります。

○中村委員長 それでは、本人からの申し出ですので、午前中の川田委員の質問は中断ということで、午後1時から川田委員の午前の部の質問を行い、また午後の部の質問に入りたいと思います。開会は1時からですので、よろしくお願いします。終わります。

11:57分 休憩

13:02分 再開

○中村委員長 午前に引き続き、川田委員の質問を続行します。

○川田委員 午前中、訂正がありまして、普通会計の説明を受けていたのですが、勘違いしていて、申し訳ありません。

まず、大きなところから聞いていきます。ここ最近、地方行政の中でよく議論されている分野で、財政が今縮小傾向にあるということでよく言われています。標準財政規模、最低限度これだけの経費は要るだろうという画一的な行政サービスを維持するための経費と、臨時財政対策債を抜いた一般財源の推移のグラフが平成13年以降つけられています。それと、これが臨時財政対策債を一般財源の上に乗せた額ということで、一目瞭然でわかると思うのですが、臨時財政対策債がなければ、今留保財源自体が全くない状態になっていると。臨時財政対策債がなければ、標準財政規模よりも下回っているわけですから、本来地方税に4分の1乗ってくるのです。けれど、それ自体がほとんど留保財源がない現状であるという中において、財政というか、行政といいますのは、スクラップ・アンド・ビルドですから、何か新しいものをつくろうと思えば、何かをスクラップしていく必要があるという、これは基本のところですが、そういった観点から、平成28年度、全般的に主にどういったものをスクラップされていっているのか、まず聞きたいと思います。

○阿部財政課長 申しわけありません。当初予算の際にどういうものをスクラップしたかを整理しているのですが、今手元にありません。確認させていただきます。

○川田委員 担当の部署に直接お聞きするのが適当だと思うのですが、細かい部分は別にして、全般的に、どのような方針でやられているのかということです。明らかに一般住民サービスの財源はかなり抑制されていますよね。これ以外に、扶助費は年々年々高騰しているわけですから、それが普通建設事業などの経費も圧迫しているのが今の大体の公共団体の構図です。だから、そのあたりも含めて、事業縮小というののも出てきているのですが、奈良県の場合は箱物投資というのが、今の時代において適切かどうかは、歴史が判断するのですが、聞いているところによると、こういった箱物をつくるのに、

経済効果があるという言葉は何回も今まで聞いてきました。ところが、経済効果があると言いつつ、我々が検査してみたら、首をかしげるような説明が多いと。財源がない中で経済効果がなかったら、丸々無駄になっていくわけです。財源はあるのです、削りようで、どこにつけるかの問題なのでその辺の責任の所在をまず一回、この決算審査特別委員会で聞いてみようと思っていたのですが、いいことを説明されるのは、自由で、説明責任をもって行われる。アカウントビリティーを日本語では説明責任と言いますが、本来は、結果責任という意味がアカウントビリティーの意味に含まれていると思いますので、その結果責任として、1年ごとに、決算審査をやっていますので、事業ごとには細かく聞いていきますけれども、実際どれだけの効果が上がっているのか。ないのであれば、やめるべきですし、そのあたりを財政担当からしたらどのようなお考えをお持ちなのか、お聞かせください。

○阿部財政課長 経済効果についてのお尋ねです。

本県では、持続可能な財政運営の維持と経済の活性化、暮らしの向上に向けた必要な施策は、当然推進していくというところで、この2つを実現するのを両輪として、直面する県政諸課題に積極的に取り組んでいるところです。現下の経済情勢や他県に比べますと、少子高齢化が急速に進むと見込まれる将来の展望を踏まえまして、脱ベッドタウンを図りまして、投資、消費、雇用を県内で好循環させ、経済を活性化させるとともに、暮らしやすい奈良をつくり、少子高齢化に歯どめをかけるという取り組みが不可欠だという考え方で施策を推進しているところです。具体的には、企業の立地促進、観光誘客、子育て支援や女性活躍の取り組みに努めたところです。これらについて、一定の成果が見られる分野もあるということです。ここでつぶさに全ての経済効果はどうだと申し上げることはできませんが、打ってきた施策の中で一定の成果が見られる分野もあると認識しています。また、将来の税源涵養ですとか、民間の経済の誘発、喚起などに資する大規模プロジェクトについても優先順位と財政計画を十分に見きわめて、計画的に進めています。そうですので、端的に経済効果はどうであったかをここで申し上げるのは難しいのですが、一定の効果を見ながら、事業を進捗しているところです。

○川田委員 P D C A サイクルで回されるということでやっておられるのはわかっているのですが、きょうも配付されました「もっとよくなる奈良県」はC、チェックになるのですかね。4回転していますけれども、まず、お聞きしたいのが、何回も言いますが、今財政が非常に厳しい状況であると。関西広域連合でも財政の一般財源が標準財政規模を

下回ってきている問題、どこの地方公共団体でもよく似ていますが、これについて、臨時財政対策債なしで今の地方公共団体の財政が潤沢に回るということはあり得ないと。井戸兵庫県知事からも、これは完全に将来の先食いだ。けれど、いたし方ない措置で、決していい措置とは言えないという答弁をいただいたわけです。少し話がそれますが、阿部財政課長と何回も、ご教授もいただいてきましたけれども、よく考えてみたら、臨時財政対策債の交付税、基準財政需要額の算入額の推移ということで、先日平成13年以降の一覧表をいただきました。3年据え置きで、約4年目以降から大体、目的とされていた交付税措置が行われるということで、単純に計算してみましたら、約6%から7%の間で交付税措置がなされていると。年度によって若干上下がありますけれども、ここ最近に来て、平成24年度までは出せるのですが、今5.5%ぐらいに交付税措置の額もパーセンテージも減ってきているのです。この間も教えていただいたけれど、約25年平均の割り算で計算されて、交付税措置されているから、こちらが30年返済でやろうと思えば、その分多目にもらっているという計算になるのはわかりました。けれど、交付税措置が年々段階的にふえていって、今だったら平成13年度から平成27年度分まではずっと積み上がっているわけではない、交付税措置の額が毎年毎年大きくなっていっているわけです。かなりの額です。全体的な国から財政需要額から収入額を引いたもの、その差額が交付税とするならば、その額にその分が上乘せされないと、本来は交付税措置の意味をなしません。ところが、実際交付税措置はされているのは事実ですが、何かで減らされているから、結局交付税がその分大きくふえているということは、マクロ的に見たら、ないです。マクロ的というか、計算上でいけばないのではないですか。その辺の交付税措置というか、需要額に算入の数字をここで調整されていると見ていますけれど、それはいかがですか。

**○阿部財政課長** 基準財政需要額のお尋ねです。

これまで算定された事実ベースで申し上げますと、川田委員がおっしゃられたとおり、臨時財政対策債が発行されて以降、基準財政需要額に占める公債費の割合は年々増加しているのは事実です。一方で、基準財政需要額のうち、公債費以外の部分が何か減少傾向にあるかといいますと、平成27年までは実は比較的增加傾向にあるというところですが、その結果、基準財政需要額全体としても増加傾向にあります。一方で、基準財政収入額は、税収の伸び等があった場合に、伸びますので、それで交付税総額と臨時財政対策債の額が減るという現象が生じることもあります。公債費以外の部分については、平成27年度ぐらいまでは伸びを示してきているところですが、平成28年度は少し減ってきている部



分はあります。減ってきている要因としては、包括算定経費の減少が大きな要素を占めていますので、こちらがなぜ減っているのかについては、よく分析していく必要があるのかと思っています。

○川田委員 包括算定経費が削られたら、全体的に減ってしまうわけですが、言いたいのが、よくいつも言われていますが、交付税措置がついているから、県にとっては非常に有利なものなのです。それはそのまま別口でくれるのだったら有利になるのですが、交付税の中に措置されてくるということですから、交付税がふえなければ意味がないわけです。収入額バランスとあわせて、そこにプラスアルファ、上に乗せた分で計算しようと思ったらできますよね。もともと臨時財政対策債を抜いた分で計算していけばいいわけですから。それはできるのですけれど、その推移を考えた上でも、交付税というのは地財計画の中で大体、キャップをかぶされているような状態ですから、そこがぐっと伸びるわけではないですよ。だから、東京都を除いた46道府県に配分されるという形になっていますから、結局は交付税措置をされているというけれども、現状でも、臨時財政対策債を償還する分の金利と元金分を、返済する分を臨時財政対策債で賄っているのが地方財政計画の中でも見てとれるわけです。それから考えたら、これは臨時財政対策債だから、国が全部補填してくれるというけれども、交付税の措置の分が上に乗っていない限りは、地方財政計画の金額がふえていかない限りは、収入が仮に横一列と、同じとした場合、結局は自分のところの自賄いで支払っているのとマクロで考えれば計算上では変わらないことになるのです。その点いかがですか。

○阿部財政課長 マクロで見たときに、地方財政計画自体の平成28年度から平成29年度、実際歳入歳出全体としては、微増しているところです。微増しているのは、社会保障関係経費などが増加し、歳出がふえているところがあります。一方で、その分、歳入がどうかというところですが、地方税が伸びる一方で、交付税は少し減っていると。その伸びている分を臨時財政対策債の公債費も当然、地方全体で伸びていますので、公債費分、臨時財政対策債が伸びているという、マクロで見たときには、そういう状況にあります。そういう意味では、結局、臨時財政対策債を返していくために臨時財政対策債が新たに発行されているという現状は確かにあります。それが果たして健全かどうかですが、制度としては、基準財政需要額から基準財政収入額を抜いた分、地方の財源の不足分は、地方交付税をもって賄われるべきだと思っていますので、それは臨時財政対策債ではなくて、地方交付税の税率の引き上げという制度的な対応が必要であると考えています。そういったこ

とについては、きちんとこれからも要望していきたいと思っています。

○中村委員長 川田委員、あなたの質問はまだまだたくさんあるので、ある程度のところでとめていただいて、次の質問に移っていただいたほうがいいと思いますが。

○川田委員 委員長の意見はわかりました。

○中村委員長 聞いてください。

○川田委員 はい。

県全体にしてもそうですし、非常に重要なところなので、時間がないからやめろというような話の問題ではないと思うのです。ちょうど今選挙をやっていて、住民の皆さんとよくお話しする機会があり、その中でも、選挙になったら、これをやります、あれをやりますと、好きなことをみんな言いますが、根幹の話をしている人って、どこも聞かないのです。だから、こういった根幹を再度見詰め直すということも必要ではないかと。

委員長の意見がありましたので、どこかでもとに戻るかもしれませんが、もう一つ気になるのが、奈良県の基金残高の今年度の合計です。決算カードに載る額と言えればいいのか、決算カードだったら、財政調整基金と減債基金とその他特定目的基金の3つでくくって、合計と、このようになっているので、平成28年度分の基金残高の合計の額を教えてくださいませんか。

○阿部財政課長 平成28年度末現在の基金残高は1,651億円です。

○川田委員 1,651億円といえば、去年より若干減っているのですかね。約7億円減ったということになるのですが、前も総務警察委員会でも話しましたが、細かくて見えなと思うのですが、47都道府県の基金残高を全部調べました。平成27年度末の数字ですが、調べて、それを1年間の画一的な行政サービスを行う基準となっている標準財政規模で割ってみました。必要経費のうちの何%が基金を持っているのかということの意味をあらわしているのですが、これを見ますと、宮城県や福島県などの復興基金が含まれている県は、今、極端に高くなっていますので、こういったところを除きますと、標準財政規模の東京都が62.25%の基金を持っている。東京都が全国で一番多いのです。その次に多いのが奈良県、これが51.32%なのです。ちなみに福島県は157.27%、これは復興財源が入っていますから、参考にはならないのですが、この数字も全部入れて平均を出してみましたら、27.15%になる。全体の標準財政規模に占める基金の割合は27.15%なのです。使途目的は当然あるでしょうけれども51.32%の基金を持っている理由が全くわかりません。どこかの委員会でも話があったと思うのです

が、何を基準に、どういった金額で毎年繰り出しをしているのか、それも正確には決まっていないう、法定などで決められているものであれば決まっているでしょうけれど、それ以外のものはほとんど決まっていないう。条例も全部確認しましたがけれど、そういったところは明確には書いていない。必要であれば積み立てることができる規定になっています。それから考えたら、税金を払っているのは、みんな一緒です。なぜここまで基金を積み立てる必要があるのか、それをまずお答えいただけますか。

○阿部財政課長 奈良県の基金の残高が、標準財政規模に比較して大きいということでした。

幾つか要因があります。まず、一つ、先ほど川田委員からもご指摘がありました、県債管理基金の部分です。県債管理基金については、交付税と償還金の差額という部分がありますので、年々積み重なって行って、それをきちんと返せるように県債管理基金に積み立てているところで、少し県債管理基金は多くなっているというところがあります。そのほかに、その他特定目的基金は、財政調整基金、県債管理基金以外の特定目的を有する基金ですが、現在910億円あります。これについては、まず、国補正など、国費を活用した基金が106億円あります。地域・経済活性化基金として、県営プール跡地におけるにぎわい交流施設の整備や、登大路パスターミナルなどのプロジェクトに使っていくものとして積み立てているものが211億円あります。それから、奈良県立医科大学及び医療センター並びに南和地域公立病院等整備基金は病院の整備ですが、311億円の基金があります。あと、地域振興基金として、ごみ処理施設の広域化や、市町村の支援に充当するための基金として54億円ありまして、結局その他特定目的基金の大部分がこうした目的のために積み立ててきているというところですよ。

○川田委員 それは説明になっていないと思います。奈良県は、広域行政でやっているわけではないですか。私の地元の香芝市から言わせてもらったら、前にも言いましたが、細かいところできょうは言わせていただこうと思っていますが、香芝市は奈良県にやっただいてのことなど何もないです。県民グラウンドの土地を管理させてもらっているぐらいです。だから、同じ税金を払っていて、なぜ各市町村ごとの支出先にこれだけの開きがあるのか、まず、原点に立ち返れば、今聞いた基金の内容もそうではないですか。香芝市は今ごみ焼却の計画を出して王寺町と一緒にやっていますが、もうすぐ建てていくわけですけど、広域で何個かやったからといって、全部一部事務組合でやっているわけですから、平等ではないですか。特別地方公共団体でしょ。そこで理屈づけしてやっ

たら、租税法の意味が変わってくるのではないですか。取るときは何に使ってもいい、けれど、使うときは公平性は考えなくていいと。奈良県がいいと思ったものであれば何でも使っていいと。まず租税で税金を納めていただくという前提があるわけだから、その前提は絶対崩してはいけないところではないのですか。全部ががちがちでびったりに行くということはありませんけれど、あまりにも偏り過ぎていると思うのです。祭りにしてもそうですし、一部のところばかりではないですか。この辺は税の再配分のところも含んでいるわけであって、財政としては、その点についてはどのようにお考えですか。大立山まつりなら経済効果がある。では、香芝市への経済効果が、幾らか教えてくださいと、前に聞いても、答弁でも黙っていて、そんな計算も出ていないのですよ。だから、税の使い方について、公正公平にやっていただく、広域行政ということで地方自治法には書いてあるわけだから、なぜ同じところに集中してそこばかりやるのだということですか。

前からの持論で、そういう事業に偏っていけば、どうしてもそうなるので、高校の無償化や水道代を安くするとか、もう少し全体が公正公平、平等に、可処分所得が少しでもふえるような形のマクロ経済策をとっていくべきではないですかというのは、もうずっと申し上げている事項です。奈良県は外からよく聞きますけれど、古い体質です。どこが古いか新しいか、よくわかっていないのですが、自分が県議会議員として、入ってきて、いろいろ分析もさせてもらって、もう一回戻りますが、逆に基金を積むということは、我々が払った税金から積んでいるわけでしょう。減債基金というか、臨時財政対策債のさやの分は別としても、将来どうせ払うのだから、それは置いといていいとしても、それ以外は今払っている人が、自分たちに何か恩恵が受けられて必要だから払っていて、積み立てるのだったら、そのときにまた取ればいいではないですか。受益者負担の感覚からいったらそうではないのですか。それを基金がこれだけ積み立てられているということは、本来住民に使ってもらえるお金が別に積み立てられてしまっているわけでしょう。先ほどから言っているように、なぜ大事かと言っているのは、今留保財源が非常にないに近い状態です。留保財源というのは、地方税法で、4分の1は自分の自治事務をやるために、使いなさいということで制度上はそうなっています。けれど、それが今ほとんどない状況の中で、なぜここまで基金を積み立てる必要があるかと。これはどう考えても納得いかないです。今、項目をいろいろ上げましたけれども、全部ゼロベースに戻したらいいではないですか。単年度主義でやっていますから、その年度に、何かやろうと思ったら、予算で上げればいいではないですか。そうと思いますが、いかがですか。

○阿部財政課長 川田委員のご指摘のとおり、大規模なプロジェクトを起こしていくときに、県債を発行して年度間、世代間の負担の平準化を図ることはもちろん必要だと思っています。一方で、公債費は増加傾向にあったものを今何とか減少傾向に戻しているところですが、将来の大きな負担を減らしていくという観点からすると、県債発行はなるべく抑制していくべきだということも一つの観点だと思います。そういった観点の中で、大規模プロジェクトを実施するに当たっては、各年度、例えば交付税が大きく、見込みより多く来た、それから、財産収入があったというようなことがあれば、当初予算で計上した額以上の歳入が見込めるとき、それを基金に積み立てていったりでこれまで基金を積み上げてきたところでは。そういった考え方で財政運営をさせていただいているのが現状です。

○川田委員 標準財政規模よりも、今、臨時財政対策債を除いたら額が下回っているわけではないですか、去年面合わせぐらいまで来ましたけれど、それまではここずっと、失われた20年もたっていないのですけれど、非常に悪かった状態が続いているわけでしょう。ここから公債費を乗せていないけれど、公債費がふえているから、社会保障の関係も含めて実際にその分が入って標準財政規模も若干右肩上がりて来ていると思うのです。公債費でも平成19年度以降ずっとほとんど右肩上がりて、平成28年度で、今回若干下がったというだけの話ではないですか。けれど、地方債残高と云ったら、ことし、またふえているのではないですか、公債費は過去の分を払っていくだけですけれど、地方債残高もことし、わずかですが30億円ぐらいふえていますよね。だから、それから云ったら、言っていることとやっていることが矛盾していないですか。何回も言うけれど、なぜこれだけの、50%以上の基金を積み立てていかなければいけない状態にあるのか。財政調整基金に関しても、7.41%ぐらい積み立てています。標準財政規模からですけれども、これも本来ここまでの額が要りますか。確率論から云ったら10%ぐらいの確率で、10年間に1回ぐらいの確率で経済に何か影響があるといったことがあった場合に、そのときのための補完の資金として財政調整基金が設けられているということは財務省の方から習いました。だから、そういった観点から云って、これも積み過ぎではないですか。なぜかという、本来住民に使えるものをなぜ積み立てていく必要があるのかということ。それなら、税金を安くする、減税してくれたらいいのではないですか。無理に取って、なぜ無理にためる必要があるのですか。そこは租税法の観点から云ったら絶対におかしいと思うのですが、いかがですか。

○阿部財政課長 財政調整基金についてのお尋ねです。

財政調整基金は、現在、平成28年度末残高で約255億円です。財政調整基金自体は、地方財政法第7条第1項の規定において、毎年度の実質収支の2分の1を積み立てることとなっています。積み立て自体は、法定で積み立てることになっています。平成29年度予算については、収支の調整のために32億円を取り崩す予算を組んでいるところです。この255億円の規模がどうなのかというところですが、川田委員がお述べのとおり、10年に1回のスパンなのかどうかですが、つらかった時期、平成16年度から平成20年度の決算でこの赤字回避のために5年間で合計337億円を取り崩しているという過去の実績があります。こういったことから鑑みれば、現在の水準、255億円が果たして多いのかどうかは、さまざまご意見はあると思いますが、我々としては255億円という水準が過大であるとは認識していません。

○中村委員長 川田委員、基金の過多については、財政運営の手法上の問題もあるし、このままいくと、議論は尽きるところはないと思いますが、だから……。

○川田委員 私が質疑しているのだから、委員長は、関係ないでしょう。

○中村委員長 けれども、まだまだあなたの質疑がたくさんあるからと言って言っているので、そこも踏まえてお願いします。

○川田委員 審議妨害はないようお願いしたいと思います。どれだけ審議をやった中で、最適化の方法を見つけるかというのは重要だと思います。知事が言われるから、理事者が言われるから、はい、はい、そうですかというようなことだったら議員は要らないのです。そこは妥協することなく、私は聞いていきたいと思います。今、財政調整基金は別に超過大ではないと言われましたが、隣の和歌山県だったら財政調整基金の率は1.37%、兵庫県でも0.15%、京都府は0%で、低いところもたくさんあります。今お金がないといっているのは、なぜかという、予算の機会だから、細かいところは担当部局のところで見ますけれども、今歳入をやっているの、歳入的なものからの支出に対して、分配というのですか、それに対して聞きます。例えば教育委員会で、学校の耐震化をやっています。奈良県が、一番おくれていました。なぜおくれてるのか、財政が云々という言葉が返ってきました。先日わかったのですけれども、奈良県では古過ぎてまだ耐震化できない高校が6校あります。

耐震化というのは建てかえも含めて耐震化というらしいのですけれども、耐震化ができる学校と、補強の部分ができる学校とできない学校だったら、できない学校のほうが危険

率は高いのです。本来リスク率が高いほうから措置をしていくのが予算執行の優先順位になってくると思うのですが、それについては建てかえだし、お金も要るから、財政がないから、できないといういつものパターンではないですか。けれど、見たら基金がこれだけあるではないですか。学校6校全部を建てかえたら、建てる規模はどうするか、内容はどうかという検討は当然要ると思いますけれど、方向性を出して、早急に子どもの命と安全を守っていこうと思ったら、やはり建てかえてあげないと、震度4や5ぐらい来たら、基準も数値もいただきましたが潰れてしまうような数値が出ていました。だから、一体何を根拠に予算の執行順位を決めているのだということです。子どもたちの命は大事ではないですか、重要ではないですか。補強できるところは補強を先にやりました。補強できるということは補強すらできない学校に比べたらまだましです。優先順位がどうなんだということですよ。聞けば、約80億円で全部が建てかえできると。30年、50年続くわけですから、年数で割ったら、年額の経費などは知れているのではないですか。けれど、そういう予算でやっている。教育委員会にも聞きますけれど、予算要求をしているのか。予算要求をしていて切られているのか、予算要求すらしていないのか、これでまた意味が変わってきますけれども、いろいろな箱物を建てるのだったら、先に高校の耐震をやってあげてください。予算執行も基金があるではないですか、崩したらいいではないですか。

この間、財政課長にも相談して、教えてもらいましたけれど、借りかえの額も、証書発行で、6,900億円ぐらい、各金融機関で保有されているのですよね。銀行等の引き受けが、1,997億円。市場公募が1,700億円。これだけの借りている金があるわけです。全部が借りかえできるという意味ではないですけれども、単位ごとで借りかえしていける部分もあるではないですか。基金条例を見たら、最もかつ有効な方法で運用をしなければならぬと全部の条例で書いていますから、銀行の定期預金か何かでしょ。今の低金利の定期預金で預けている。資料に借りている金額もありましたけれど。きょうは資料が多くて、ばらばらになっていますが、結構高い金利で借りていますね。返せる現金があるのであれば相殺したらいいのではないですか。内部留保の意味からしても、それはおかしいではないですか。今金融政策もやっていて、世の中のお金を出回るようにしようという措置でやっているのに、逆行したことをやっているのではないですか。経営的な感覚からいっても、そのさやだけでもかなりの金額が出てくるのではないですか。その点いかがですか。

○阿部財政課長 県内の銀行に基金を預け入れている、それから、県内の銀行から借り入

れもしているという状況についてのお話だと思います。

確かに、基金の運用をするとき、それから、県債の借入れをするとき、それぞれ運用していくわけですが、基金の預け入れに当たっても、県内に本店を有する金融機関に金利を照会して、最も有利な金利を提示した銀行に預け入れを行っています。一方で、借入れも同様で、最も有利な金利で提示した金融機関から借入れを行っているところです。川田委員がおっしゃいました、基金、現金といいますか、お金があるのに対して、借入れもあるではないかということに関して、例えば先ほど申し上げました臨時財政対策債の30年償還で借りているけれども、交付税の理論算入が25年だというところで、過大にもらっている分が交付税が多く入ってきている年があります。そういったものについて、今、現在は県債管理基金に全て積み立てしていますが、こういったものについても、借りかえのタイミングで借りかえをしないなど、そういった手法があるのかどうかは、当然検討しているところで、いい財政運営になるように、検討してまいりたいと思っています。

○川田委員 個別には申し上げませんが、金融機関によれば、10預けている、片や同じ額の10借りていると。そのさやの金額だけで年間何億円もあると。一種の、利益供与ではないですか。そうではないのですか。今度、金融機関を徹底して、全部調べますけれど。できるものならば、相殺予約を打ったらしまいの話ではないのですか。政府債みたいにはできないものももちろんあるので、一概に全部ができるとは言いきれませんが、みんな苦勞して税金を払っていただいているのに、預けている額と借りている額が大体同額ぐらいで、そのさやの金額だけでいえば、普通銀行も苦勞してお金を集めて、それを相手に貸して、そのさやで金融機関というのはいちおう持っているわけです。税金を使って、それはやったら絶対だめなことだと思いますけれど。それは、今細かいところまで、委員長、まだ調べていませんので。

○中村委員長 だから、やめてください。

○川田委員 今後調べたいと思います。

予算関係、いつまでも同じところにとまっても、また委員長に……。

○中村委員長 順次、前へ進みましょう。

○川田委員 委員長のご注意を受けますので、次、ふるさと納税と県民法人超過課税について、前も言いましたけれど、今年度のふるさと納税は、本来奈良県に入ってくるお金がよそに流れてしまった、その分、入ってこないわけです。奈良県に、では、使ってくださいとふるさと納税でいただく分を差し引いた分が多かったら黒字、少なかったら赤字とい



う構図になると思うのですが、平成27年度は約3億円だったのか、平成28年度ではどのような数字になっていますか。

**○野村税務課長** ふるさと納税の収支についての質問です。

平成28年度については、ふるさと納税によります控除をはじめとして、個人県民税の控除額は、8億4,500万円余りとなっています。一方、県にいただきました寄附は、1億8,700万円余りとなっています。収支は、マイナス約6億5,800万円となっています。以上です。

**○川田委員** これは野村税務課長にも前に、お話ししたと思いますが、受け身ですからね。税務課長が努力されたからといって、変わるわけではないのですけれども、6億5,800万円の本来入るべきお金が入っていないということです。これも税収が減っているのと同じことです。ところが、前から言っているように、今、法人に、元気を出してもらわなければいけない。今アメリカでも、トランプ大統領になって、法人税を20%まで引き下げよう。だから、日本でも引き下げようと、国策でもこうなっているわけです。企業は、競争力が必要ですから、企業がもうけて、利益で、従業員、株主の配当等々、内部留保のことは言っていますけれど、あれはストックですから、置いておいて、それで金銭の循環をつくらうと言っているのが今の経済対策の一環だと思うのです。法人県民税の超過課税が約3億円と、前にお聞きしたと思うのですが、だったら、6億円余りの本来入るはずのお金が入っていないからといって、医療や介護をちゃんとやらなければいけない。ましてその目的税的に課税されるものではない。何に使ってもいい。だから、特別お願いをするというので、約3億円集めているわけでしょう。これは、もうやめたほうがいいと思うのです。筋が通らないではないですか。本来納税の中で、租税の中で集める額が入っていないわけでしょう。足りないからといって、なぜ特別に一部の人に超過課税しないといけないのですか。どう考えても、租税論からいったら、かなりおかしい議論であって、さきほどの話でも矛盾してくるのではないですか。経済対策、経済効果を高めるためにとか言っていて、超過課税とは、どうなのですか、全然整合性がとれていないと思うのですけれどね。いかがですか。

**○野村税務課長** ふるさと納税と法人県民税の超過課税の関係です。

ふるさと納税は、地方税法の枠組みで、国レベルで決定されたことでして、租税法律主義で運営されています。一方、超過課税についても、地方税法の枠組みで定められており、地方税法の根拠によりまして、財政上、その他必要がある場合に一定の政策テーマに基づ

く財政需要が出てきたときについては、各地方公共団体で決定、賦課徴収できるとなっています。ですので、こちらも、地方税法の本則で標準税率から制限税率まで法人県民税についても定められています。法人県民税の超過課税については、税原則によりまして、財源調達的手段としてあるわけですが、これは所得にかかっていますので、一定の所得があるところにかかっていると。所得のないところにはかかりませんので、所得の再分配という効果がありますし、景気が上向いたときは、所得にかかりますので、税収増になりますし、景気が後退局面では、所得が少なくなりますので、減収になると。経済の調整機能というところもあると思います。奈良県だけではなくて、ほとんどの都道府県がやっているわけですがけれども、同じ理屈に基づきまして、こうした賦課徴収をやっているところですよ。以上です。

○川田委員 そこはごまかしがあると思ひまして、前にもその質問をしたときに、ほかでもやっていますと言うから、ほかを調べました。でも、ほかは目的税的にやっているではないですか。やはり税を受けたものに対して必要なものを整備していこうというのが大体やっておられることではないですか。奈良県のように、医療、介護と言われたら、これは、一般人もみんな使っているではないですか。その人たちに特化したものではないでしょ。税制調査会の中でも先生たちのそういった意見もありました。2年後ぐらいに、一回一から見直したほうがいいよという先生たちの意見も議事録に書かれており、2年ぐらいたっているではないですか。けれど、一回やったから、ストップしたらだめだといって、この2年間、何の議論をやっていたのだということになってくるので、その辺はきっちりと進めるべきところは進める。さきほどの基金の話に戻りますけれども、基金にこれだけ積み立てる金があるのだったら、別に納税をふやさなくていいではないですか。これは野村税務課長に言っても、少し筋違いかもしれませんが、考え方としてはそうではないですか。基金は積み立て、お金は取る、けれど、使ってくれない。しかし、別のところからまた集めるという、これはかなり矛盾したものだと思っていますので、今まで言いましたことは、全部、知事に総括で聞きたいと思っています。

事実、本来入るべき数字から計算したら6億5,800万円がマイナスになっていることの確認をしました。

そして、次も予算にかかわることです。これも全部、基金から来ているのです。先日、警察官の方ともお話ししたのですが、奈良県の警察予算はほかに比べたら大変少ないではないですか。防弾チョッキを着たり、いろいろやって動いておられます。制服も着ておら

れます。あれは、年1着しか支給されないのです。小さい話かもしれませんが、洗濯して、朝まで乾かしてまた着ていくという。大阪府警にも知り合いがいて、聞いてみたけれど、そんなところがあるのかと言っていました。これは少しやり過ぎではないですか。防弾チョッキは重いから、擦れたりするでしょう。ぼろぼろになっているのです。なぜそこまで削るのですか、基金がこれだけあるのに。聞いていて、悲しくなりました。箱物をつくるのだったら、先に、そういうのをやってあげてください。箱物をつくったって、ほかの地域なんかほとんど何も関係ないです。警察は、みんなの安全のために命をかけてやっていただいているのに、見たら制服がぼろぼろです。お下がり制度も何かあるらしいです。まだ着られそうな一緒のサイズがあったら、それを着ろとか。そのように回さなかったら、予算がないからできないとは少しひどいのではないですか。だから、その辺もしっかりやってください。納税者として、なぜ行政都合ばかり、やられないといけないのかというのが非常に悔しくてね。先日も大雨降っている中でも、オートバイに乗ってすぐに何かあったらといって、都合つけてぼとぼとになって来てくれて、私たち日ごろから現場の方にもお世話になっていますよ。もう少しその辺、常識的な範囲で、特別に高級なものを与えてくださいとか、そういうお願いをするつもりはないですけど、払っているのは納税者ですから、納税者の意見として真摯に受け入れていただいたらいいのではないですか。いかがですか。

**○阿部財政課長** 警察の予算について、ご意見をいただきました。

当然予算編成過程の中で、警察の必要な予算を、吟味していきたいと思っていますので、いただいたご意見を踏まえ、検討していきます。

**○川田委員** 予算の編成ということですが、47都道府県を、調べてきました。今回、あまりにもショックだったので、47都道府県で比較してみてください。兵庫県は、確かに少なかったけれど、兵庫県に、役所に知り合いがいるので、聞いてもらいました。兵庫県は阪神・淡路大震災のときのお金をずっと今返済されているので、そのために基金も積み立てられない。そういった予算もちょっとずつ削って、返済していかないといけないです。阪神・淡路大震災の返済をまだやっておられるのです。そういった事情があるからだけれど、それを除いたら、全部計算出しましたけれど奈良県が一番低いですよ。法定人数は決まっているわけですから、法定人数からの計算で、一人頭の額も全部出しましたけれど、なぜ奈良県だけこんなに少ないのかということ。まして基金を、これだけ積み立てているでしょ。何に使うか知らないですよ。別に使わなくても、その年度年度の予算で

やっただけでもいいのではないですか。警察の予算は警察でも予算要求されるので、ぜひともそこを強く言って予算要求してくださいと申し上げますけれど、それは強く、村井副知事にもお願いを申し上げます。

次に防災です。この間、防災・県土強靱化対策特別委員会で、防災関係の計画のこともどうなっているのかと聞かせてもらいましたが、余りよくわからない返答であったので、調べたら、アクションプログラムは奈良県はできているのですよね。それについて聞きたいのですが、いかがですか。

○辻知事公室次長防災統括室長事務取扱 アクションプログラムとは、震災の地震のアクションプログラムですね。それは、平成27年に終わりました、その次に、国土強靱化が去年度からあり、それにアクションプログラムがありますので、それに変わっています。以上です。

○川田委員 過去に、どういう計画を、防災計画も含めてつくられてきたのですかと聞いたら、そういった具体的な報告がなかったと思うのです。聞きたいのは、10年間、平成27年度までやっていて、平成28年度、去年から国土強靱化ということで変わったと言っておられますけれど、この10年間の積み重ねというのは、アクションプログラムですから、絶対ありますよね。京都防災研究所の林春男先生の資料もあるし、牧先生のもあるし、田村先生のも全部ある。一応全部目を通しましたけれど、私も同じ先生に習っているからわかっているのですけれど、やっているのだったら、もっといろいろなところが決まっているはずではないですか。ただ計画を立てただけで、受益者方式とかでやられたでしょうと聞いて、何かで見たと言っていたら、後で思い出したのですが私は県のホームページで見ていたのです。ちゃんとやっておられるではないですか。写真をコピーしてきたのですけれど。その後、どういう発展が積み重ねになっているのですか。つくったそのまま放置されていたということですか。いかがですか。

○辻知事公室次長防災統括室長事務取扱 アクションプログラムについても、たしか数値目標があったはずでして、1年1年の事業を積み重ねており、それが現在は、先ほど申しました国土強靱化の事業をまとめましたプログラムに移っているということです。

○川田委員 だから、積み重ねをやった資料がホームページを見ても一切出ていないのです。だから、罹災証明書の発行がどうするかとか、細かいところを言ったら、何千項目ありますが、全部やられているのですね。

○辻知事公室次長防災統括室長事務取扱 そのときのアクションプログラムの結果は、確

認めます。

○川田委員 その答弁はおかしくないですか。防災担当をされているのですよね、違うのですか。違うところに、聞いていたらおかしいのですが、防災担当ですね。平成27年度までアクションプログラムで、新しい計画は、その積み重ねでしょう。

（「はい、28年度」と呼ぶ者あり）

平成28年度から始まっているのですよね。

答弁は後で聞きます。これはアクションプログラムだから、地震が来たときにどうするか、行動計画ではないですか。行動計画をきっちり細かく定めましょうと。いざ地震が来たときに何をしたらいいのかわからないといったことがないように、ものすごく細かい積み重ね、牧先生のだったら、細かく決まっているのではないですか。基本目標から、いろんなアクション項目がつけられているのではないですか。全部細かく、罹災証明の発行をどうするとか、どこの行政の部門にそれを振り分けるとか、どこをとめるとか、全部決めていきますよね。そうしたら、そういったものの積み重ねが全部できているのですか、完成しているのですかと聞いているわけです。第二弾としては、国土強靱化ということは、そういったことが来たときの措置だけれども、その来たときに、防災ということで、減災ですよ。強いものをつくっていたら潰れるはずがないわけですから。だから、それをやっていたら、もっと短時間で復興できる。これが最終的な目的の大きな流れです。これは私も勉強したので、よくわかっているのですけれど、そのことを聞いているので。だから、どうなっているかわからないですとは答弁としておかしいのではないですか。この上乘せでしょう、今のやっている計画というのは、それを聞きたいのですけれど。

○中危機管理監 川田委員から話がありましたように、我々としても過去の積み重ねの検証の上で、今の国土強靱化の地域計画を策定しています。今おっしゃっていただいている過去10年のもとの計画がどうしたのかというのは私も現状として承知していませんので、ここで答えできませんので、改めまして報告をしたいと思えます。

○川田委員 わかりました。この10年の間に決めていかなければいけない項目は、全部決まっているはずですが、それを、資料として全部出してください。できていなかったら、何もつくっていなかったということになるし。

もう1点、それに絡んで言いたいのですが、知らなかったら、今まで質問していても話がかみ合わなかったはずですが。民間だったら、1年間で、例えばこの計画をつくりましょう、ここまでつくりましょうということでやりますよね。なぜかという利益を生むため

にやっているわけで、従業員にもお金を払わないといけないし。ここでいう歳入は、自分たちの売り上げでとってこなければいけないわけであって、非効率なことなどやっている時間がないのです。けれど、今の防災の話も10年間でやる、普通10年もかからないのです。1年か2年あったらできると思いますが、10年かけてやっていた。ましてできていなかったということになったら、幾らほど高い行政コストがかかっていることになるのですか。私が県議会議員になって思っています。一つのことをやるのにものすごい時間がかかっています。事にもよりますが、全て、同じ尺度でははかれないと思いますが、行政コストに関してはどう考えておられるのですか、平成28年度、1年間終わって来ましたよね。今回の決算のテーマは行政コストですけれど、どうしてそれだけの仕事をするのにそこまでの期間がかかるのですかということです。公務員の給料といえば、前に、代表質問でもやりましたけれど、上から2.4%の大企業が上がったから公務員も上げましょうというのが人事委員会の出した勧告の中に書いてあるわけでしょう。だったら、大企業クラスのことをやっておられるわけではないですか。それだけのコスト体制でやっているわけで、一般的に言ったら非常に高いコストです。それだけ大企業の方のように報酬、年収をもらっておられたら、それだけの仕事をされます。けれど、一つのことをやるのに民間の3倍も4倍もかかっているわけがないと思いますので、その点はいかがですか。

○中村委員長 これは森本行政経営課長ですか。

○森本行政経営課長 行政コストのご質問がありました。

個別の事業計画について、どれぐらい時間がかかっているから、どうかという検証はしていませんけれども、最少の経費で最大の効果を上げることについて、民間よりもおこなっているつもりでやっているわけではないと考えています。

○川田委員 決算書をもって、ある程度目を通して見て、計算は大ざっぱですけど、この事業をやるのにこれだけお金がかからなければいけないのかというのが、たくさんあります。これだったら、お金だけ渡して民間に最初からやらせたほうがいいのです。人件費的に高い、コストの高い、公務員が事務局を持ったりなど、なぜそんなこともしなければいけないのかということも出てくるではないですか。それは徹底的に見直すべきだと思います。限られた財源でやっていて、最小の資金で最高の効果を出すと言うけれども、そういうのをなくしていったら、もっとたくさん財源が出てくるではないですか。それは全部、住民に還元できるわけですから。その原点が、全然なっていないのではないですか。どうですか。いろいろ聞きますけれど、計算上ではなっていないと思います、コスト意識が

また私たちと違うのかと思います。これだけのことをやるのに、なぜこれだけのお金が要るのと。そういった弊害で、なぜ警察官は年1枚しか支給がなく、ぼろぼろになった服を着ないといけないのですか。やはり考え方が絶対におかしいです。そのあたりは徹底して、個別で聞いていきますけれど、全般的に意識をお願いしたいと思います。

次は、県土マネジメント部です。

委員長、歳入と絡んでいるところがあって、ここで聞いても返事が返ってこないのも、これは歳出で聞いていいですか。

○中村委員長 結構です。

○川田委員 県土マネジメント部に聞きます。

まず、端的に聞いていきます。何回も聞いていますが、砂防指定地台帳について、この間、会計局の方にご教示もいただいたのですが、財産調書の中に砂防指定地、砂防設備がなぜ入っていないのかと聞いたら、個別に台帳があるものに関しては、ここの中には入れなくていいということだったのですが、砂防設備台帳は、前に、一回指摘しましたけれど、会計検査院からも指摘をされたということもありまして、それはもう完成されていますか。

○加藤県土マネジメント部次長（砂防・災害対策課長事務取扱） 2年前に、会計検査院にご指摘を受けたところに関しては調製していると聞いています。

○川田委員 その台帳を見たら、金額も全部わかるということですね。

○加藤県土マネジメント部次長（砂防・災害対策課長事務取扱） 砂防設備台帳全体については、全部、完璧にできている状態ではありません。

○中村委員長 完璧にできていないという回答。

○川田委員 設備台帳ができていないということですか。

○加藤県土マネジメント部次長（砂防・災害対策課長事務取扱） 会計検査院に指摘された部分については完成していますが、県が所有している砂防指定地について、台帳整備が全て終わっているかに関しては、できていないということで、答弁をしました。

○川田委員 砂防指定地台帳と砂防設備台帳、2つあり、どちらができていないということですか。

○加藤県土マネジメント部次長（砂防・災害対策課長事務取扱） 砂防設備台帳についても、まだ50カ所程度、できていないところがありまして、そこについては直営で、今年度中に完成する予定です。

○川田委員 砂防指定地台帳は後で聞きますけれど、砂防設備台帳に関しても、ほかの台

帳も道路台帳などたくさんありますけれど、県のバランスシートを出しているではないですか。バランスシートはそういう台帳がなかったら出せないのではないですか。辻本総務部長、見解をお聞かせいただきたいです。きっちり財産台帳はつけておかないといけないのではないのですか。

○辻本総務部長 バランスシートですけれども、県のバランスシートは、10数年前に、たしか総務省でガイドラインというか、つくり方を出されました。ストックについては、今ある、例えば道路台帳は、完全ではないですけれど、砂防台帳などに基づく台帳が、当時、どこでも整備ができていないところもあったので、決算統計上の投資額をもとに、バランスシートのストックを入れなさいということでしたので、そこは完全にリンクしていないということ認識しています。

○川田委員 わかりました。だから、台帳が、全国的にほとんど整備できていないということでしょうね。

次、砂防指定地台帳にいきますけれど、前から何回も何回も言っていて、前からやりますという返事もいただいている、途中で、やり方がわからないからなどと、変わってきて、一転、二転、三転と、いろいろ変わってきているのですが、加藤県土マネジメント部次長はことし4月から来られたばかりなので、以前の変わりようはお知りにならないと思いますが、やっていかなければいけないというのは、前に答弁いただいているのです。平成28年に質問して、平成29年度に予算もとって、やっていきますと答弁されていましたが、できていないとは、どこができて、どこができていないのか、それを教えていただけますか。

○加藤県土マネジメント部次長（砂防・災害対策課長事務取扱） 砂防指定地台帳ですが、砂防指定地に指定された字と地番の面積などを記載した様式と付図が一緒になって砂防指定地台帳になります。砂防指定地については、開発行為者等に対する許可が必要になったりもありますので、権利を制限することがありますから、その作業内容の正確性が求められるという意見も、国土交通省からもいただいているところです。

先般、川田委員からも、4ステップを踏んで、こんなやり方があるのではないかというものをいただいています。その中の第1ステップとして、奈良女子大学の図面を使ったらいいということもいただいています。奈良県においても、以前に、同大学のセンターと協定を結びまして、それを使用しようとしたこともありました。ただ、それに関して、センターから、小字名や、宅地造成の場所について、大きな変化があったところについては、



復元困難であるなど、必ずしも正確ではないということが、描かれたような図面、文書もいただいております、正確性を求められる行政資料としては、引用するには若干そぐわないのではないかと考えています。

4ステップのうちの2番目のステップの、市町村保有の地番図データとの整合などについては、現在調整しているところです。3番目についても、同じように、正確性については、いかがなものかと考えています。また、砂防指定地全体についても、最終的には何%かだと思いますが、今のところ、本当にどのようにこのところを指定地にすればいいのか、砂防指定の範囲がどういうところがわからないという場所が出てくる可能性はありまして、そこについては、ご提案をいただきました近隣の自治体に対しての打ち合わせや、ヒアリングなどの、可能性について検討していきたいというところで、現在このような作業を行っているところです。川田委員から言われたように、平成29年度中に工程表をつくる話になっていますので、その対応をしたいと考えています。以上です。

○川田委員 同じようなできない説明はたくさん聞いてきたのですが、できている部分もあるではないですか。全部が、今の言っていたものに当てはまるわけではなく、それは多分一部のことです。けれど、当てはまらない、普通にすぐつくれるものもたくさんあるわけですよね。奈良市のものを、前に見せたではないですか。あれもできているものがたくさんあるわけです。

全く何もできていないので、なぜできていないのですかと聞いているわけです。これはできているけれども、この部分は複雑で、正確性に欠けるから今調査中ですというのであればわかりますけれど、全部ができていないでしょう。その点をお聞きしているのですが、砂防指定地台帳は、防災にも関係してくるので、非常に重要な台帳だと思っています。ましてや、法で定められたものですから、当然ちゃんとできていて当たり前の話であって、できていないのに、なぜできていないと言われるのも、おかしいというか、あまり気持ちのいいものではないです。その点について、山田県土マネジメント部長、どうですか。そんなに時間がかかるものではないと思います。もう1点ついでに聞いておきますが、香芝市に高山台という住宅地があって、まだ砂防指定がかかっています。完全にニュータウンになっていますけれど。だから、そういった解除も含めて、早急にやるべきだと思いますが、いかがですか。

○山田県土マネジメント部長 ご質問のありました砂防指定地台帳の整備についてです。

今までも何度かご指摘いただきまして、おっしゃられたように、砂防指定地を解除でき

るところがまず一つ。あと一つは、砂防指定地の範囲の特定が比較的容易なところ。3つ目は、川田委員がおっしゃったように、簡単に特定できないところ、大きくその3つがあるろうかと思います。

現在その3つについて、全体の中で幾らぐらいあるかという、概数を把握した上で、当然でき得るところから順次やっていくと。加藤県土マネジメント部次長が言いましたが、最終的にはなかなか特定できないところも幾つか出てこようと思いますが、今年度、工程表を作成する中では、今、申し上げた、解除できるところ、特定可能なところ、それ以外のところ、それぞれに分けて、どの程度の時間がかかるかを詰めているところです。以上です。

○川田委員 そのように細かく整理して説明いただいたら、非常にわかりやすいと思います。非常に複雑なところは、打ちかえという方法もあるわけですから。多分、国土交通省も全部がいいとは言わないと思うのですけれど、交渉余地があるのかと思います。その点、県土マネジメント部長、よろしく願いしておきます。

次に、葛城市寺口のことで、前に、代表質問でもやりました。国の交付金を使って、砂防指定地違反の、県が是正命令を行っていた。ところが、その土地に対して、国の交付金を使って、本来県の事業でも、違法地において、公共工事はできないと思っていますが、そこは見解の相違が出るので、どこかではっきりすると思いますが、この間、お願いしていた、国土交通省に提出をした全ての交付金絡みの文書を、社会資本整備総合交付金交付決定通知書等、書面は全部資料提供いただきました。けれど、どこを探しても、聞いても、その土地が、是正命令を受けた砂防指定地違反になっているということは、国土交通省には一切伝えていないということを確認させていただいたと思うのですが、それで間違いないですか。

○加藤県土マネジメント部次長（砂防・災害対策課長事務取扱） 川田委員からご指摘のとおり、こちらから、そのようなことは国には伝えていません。

○川田委員 聞き方を変えて1点聞きますが、以前おられた県土マネジメント部長の答弁では、県が必要だと思ったから公共工事でやっとな。違法地だからやってはいけないとはなっていないとおっしゃっていましたが、何でもありですよ。だから、その決定に開示請求をかけて全部一枚一枚読んでいたら相当な時間がかかるので、除きますが、最初は工事などは絶対できないよと。安全、生命にかかわるようなことぐらいしかできないと言っていたのに、途中で内容が変わっているわけです。最初はだめだと言っていたけれど

も、なぜ公共工事ができるようになったのか、その具体的な理由の説明をお願いします。

○加藤県土マネジメント部次長（砂防・災害対策課長事務取扱） 特段に前回から変わっていると思っていませんが、今回砂防事業を行っていますので、交付金事業における砂防事業の目的としては、社会資本整備総合交付金交付要綱において、流域における荒廃地域の保全及び土石流等の土砂災害から下流域に存在する人家、耕地、公共施設等を守ることが、定められています。

寺口の地区についても、そういう条件に当てはまるということで、平石谷川、太田川での土砂堆積を予防して、下流域の人家、耕作地、市道等の公共施設を被災から守るため、予防保全として砂防事業を実施したものであり、公共事業における砂防事業の目的とは相違はないと考えています。以上です。

○川田委員 私たちの調査では、砂防指定地の是正を行う要件に適合していないと思うのですがけれども、法律から全部、適用する要件が書いている資料を提出いただけないですか。どういう要件がひっかかったから、これはできると言えたのかということが1点、お願いします。

もう1点が、これは平行線になりますが、私たちの意見では、違法の砂防指定地に工事をやってしまうと、違法地はたくさんあるわけで、法の下での平等があるわけですから、その要件にもよりますけれども、整合性がなく普通はできない。普通は代執行でやらなければいけない。ただし、そこの持ち主の方が亡くなったので、結局代執行はできなくなったと、たしかこのような説明だったと思うのですが、それでよろしいですか。

○加藤県土マネジメント部次長（砂防・災害対策課長事務取扱） 川田委員からご指摘のとおり、もしこここのところに行方者がいるのであれば、行政代執行になろうかと思いますが、今、お話にありましたとおり、この場所について、違反行為をした方が亡くなったこと、またその会社自体が幽霊的な存在で、登記簿上は残っていますが、実際には動かす方は誰も残っていないということもありまして、行政代執行したくてもできないということもあり、公共事業で実施したところですよ。

○川田委員 では、お聞きしますが、競売かけられているのですよね。競売といえば、その財産の名義を変更していくわけです。お金の対価交換が、当然あるわけですが、競売かけるときに、非常に気になっていて。私たちの調査は、終わっているのですが、土地取得について、競売手続を確認したのが平成25年6月24日と、開示請求して県から出てきた資料です。市議会に競売をやるのだと報告したと。8月1日に公告を予定して

いるということです。ところが、評価額が低く、邪魔が入る可能性があるため、告示前に第三者に知られたくないと。自分が参加しないのならいいのかもしれないですけど、自分も参加しているわけです。葛城市が、買っているのですから。それで、登記簿には、差し押さえ地であり、競売開始決定である旨が記載。現況調査報告書では、当該地の砂防指定地で、是正指導中であることが記載。メモも間違っていて、是正命令が出た後なのです。是正命令後に競売にかかっていますので、書き間違いで、葛城市に聞いたら、それはわかっていたということです。これぐらい、ファイル1冊に固めてあります。それから考えて、競売で取得できないときには、公園事業地として落札者と用地買収交渉を行うか否かを、決して事前には公表できないと。競売とは、公明正大にやるものではないのですか。葛城市ですけど、完全に隠蔽していますよね。

もう1点、時間がないので、端的に。ここまでの事実もとれたのですけれど、県が公共工事の協議をやっているわけです。県が工事入ってくるとわかっているのです。ということは、競売のかかる価値、本来だったら県の工事つきになるわけでしょう。県の工事つきになるということは、完全な競売妨害です。それを知っていて公表していないですから、競売妨害ではないですか。県の資料が出てきたということは県も知っているわけです。重大なことだと思うのです。

違法公共工事の話もちろんそうですけれど、もともと個人がやっていて、違法しまくっていて、直せと是正命令まで出された。是正命令を出して直しなさいという県の行いは、そこまでは間違いはないと思います。けれどその後です。なぜこのような解決の仕方になるのですか。その方が亡くなられても財産交換があるのだから、行為者はその人かもしれないけれども、是正命令の土地だとわかって買うわけだから、当然その人もそれを修正する義務というのは出てくるのではないですか。そうでないと、名義が変わったら、是正命令が出ている土地が、是正命令ではない土地に変身するわけですから、これは重大な問題だと思います。刑法にも抵触しているのではないかと思います。いかがですか。

○加藤県土マネジメント部次長（砂防・災害対策課長事務取扱） 私の理解と認識ですが、資料を見た範囲で、第1回目の競売では、葛城市は落札できていません。第三者が落札しており会社だったと思いますが、お金を納入しなかったので、破談になっています。その後、第2回目のときに、引き続いて競売が行われまして、葛城市が落札したとなっています。葛城市の協議の中では、この地域をどうするかは、いろいろな市と県の協議会をされていますが、最初からそういう密約などでされていたということではないと認識していま

す。

○川田委員 密約というかどうか、県から言っていったわけです。県が、葛城市何とかしよう、県もやろうということだったので、そういう証言ももらっていますけれど。

言っていますように、1回目は、別の方が落札されているのです。けれど、その方も、全然落札されなかったので、お金を入れられなかった、流れたのですか。2回目のとき、葛城市は、値段を上げているわけです。内容は全部聞いてきて、知っています。葛城市から直接聞いています。この内容があったにもかかわらず、こういったことをやっていて、競売妨害に当たるのではないですか。違法公共工事の分とこの分は別で、2つあると思うのですけれど、そんなやり方は絶対できないと思いますけれど、いかがですか。

○加藤県土マネジメント部次長（砂防・災害対策課長事務取扱） どのようにお答えしたらいいかわかりませんが、1回目に、そのような形で、ほかの方が落札もしているということもありますし、2回目に、葛城市が落札したということでしたので、特段何が後ろにあったということはないと認識しています。

○川田委員 それも含めて、調査は大体終わっており、そちらも、多分、今初めて聞いたことだと思うのです。前から思っていたのですが、そんなことはないなどと言われるけれど、普通は調査するとか言うのではないですか。何もしないのにいきなり否定されているのです、いつも、いろいろなことでも。

それは、神のみぞ知るようなことと思うのですが、この間のパネルは県土マネジメント部長からご指導いただいたと先日報告を受けたのですが、初めて言っているにもかかわらず、それは実はこういう理由でこうしたのだろうか、その答弁姿勢はおかしいのではないですか。今、情報公開が非常に厳しく言われている中で、もう少し真摯に答えてください。聞いている側からしたら非常に不愉快です。人間ですからわからないことは当然あるわけです。けれど、普通なら調べて、これはこうなりました、ああなりました、こういう見解ですとか。この競売妨害が、競売妨害と言い切ったら怒られますけれど、競売妨害と疑いがある、非常に重い行為と思っていますので、普通なら弁護士に聞きに行かれるとか、法的確認をされるのではないのですか。その辺いかがですか。

○山田県土マネジメント部長 違法地での工事と、競売妨害になるようなやりとりがあったのではないかという2つの指摘があったと思います。

その中で、加藤県土マネジメント部次長の対応の中で、真摯に受け取るべきではないかという意見もありまして、確かにおっしゃるとおり、この件に関して、川田委員にも資料

をお渡ししていますけれども、経緯をそれなりに調べているつもりではあります。ただ、その中で、もっと細かく調べるべき点も当然あるかと思えます。論点が新しく出てきましたので、そういう視点で、今持っている事実が正しいか、正しくないかではなくて、見方を変えれば、違う観点もあると思えますので、一度調べたいと思えます。

○川田委員 よろしくお願ひします。行政ですから、おかしいところは調べていくというのは、当たり前の行為であって、行政が違法的なことをやっていて、それがもしばれたら、行政が都合悪いから、隠すと、国でも問題になっていますけれど、これは絶対あり得ないです。そこは変わっていくというか、もともとそうではないとは思っていますけれど、そういうことは絶対ないように願ひしたいと思えます。

○奥山委員 通告もしていませんし、一つだけお尋ねしたい。

答弁者は、誰なのかはわかりませんが、いつも決算審査に当たって、監査結果報告書を一番重要視しています。その中で、行政のプロと、私のように一般、民間の感覚とが違うのだろうとは思いますが、指摘事項、注意事項、意見事項などと、書いていただいています。その中身を見ると、指摘事項は、基本的には、法律に抵触するかもわからないから、これはしっかりしなさいよと。法令等に違反するもの、重大なものが指摘事項になっており、意見事項は、刑罰でいうと、重いもの、中間、軽いのは、執行猶予がついているような説明があるのです。項目別に見ていくと、指摘事項というのは、行政の事務のプロが、1年間一生懸命していることに対して、コンプライアンスも含めて、一番大事だろうというから、指摘事項に入っているのですが、私のような民間の者からすると、例えば奈良県の財布の中は、予算審査特別委員会で、来年度はこれだけの税収があり、その中で県民がいかにか福祉向上、安心・安全も図りながら、将来の奈良県づくりを見渡して予算設計します。その中で、財布の中に入ってくるものが、未回収が非常に多いのがいつも私は一番注目します。ということは、一番軽い意見事項が、実は私の中では、決算では一番重要視しています。

午前に、池田委員も質問されていましたが、一番大きな税の未回収が、意見事項で、一番軽いところに入っている。私から言わせれば、法律を守るのは基本的に行政マンの一番大事な、一番の基本だと思っているのです。決算は、どれだけのお金がきちんと入ってきた、こういう理由で未回収がありました、というところを見ます。事業については予算であれだけたたいて、私は認めていますから、その予算がいかにか執行されたか、そして、保留して来年度に回す分もありました、そして、将来の奈良県にとってどれだけこの

予算が有効であるかを、いつも私は決算で見ているのです。

本当は細かい款項で、質問したいことがあるのですが、この場ではやめます。あした、あさってとありますので。基本的には指摘事項、注意事項、意見事項の中身の意味が、わからないのです。細かい指摘事項が、34件あり、半分以上のことはこのような行政マンだったら当たり前のことではないかと、見ています。ところが、注意事項で、税収で大きな未回収があります、と。これは大事ではないかと。ところが、これは意見事項と書いていることに対して、感覚が私と違うものだから、もし間違っていたら指摘してほしい。いつも決算については、このことを重要視しながら、あしたからスタートしたいと思うので。細かい、県のマネジメントも聞きたかったのですが、きょうは、この件だけを、答えられる人がおられたら答えていただければ結構です。

**○新座監査委員事務局長 奥山委員のおっしゃったことは、非常によくわかります。重大なものからいいますと、もちろん指摘事項が一番重大、その次が注意事項。意見事項は、その中では一番、軽いことになっています。指摘事項というのは、違法また不当で著しいものになります。**

今、おっしゃいました未収金、特に県税でしたら、金額も大きいのにどうしてこうなのかということだろうと思います。ただ、債権の回収は、いろいろな事情がありまして、なかなか取りにくい債権もあります。債権の回収について、特に大きくて、十分に組み立てていないであろうという部分については、指摘事項になっています。取り組みはかなり強くされているけれども、事情があつてなかなか取れないという場合であれば、注意事項で、軽く見えるのですが、そういう形になっています。ですから、未収金があるからといって、一律にこれという形にはなっていません。それぞれの内容によって分けているのが実態です。以上です。

**○奥山委員** 要望にしておきます。法律を守るのは行政マンの一番大事なところですが、項目を見ていて、来年も出てきたらどうなのかと思うわけです。少なくとも法的なものについての指摘事項が、34件あったら、今度は半分ぐらいにならないといけないと思いつながら、基本的には県民のために使うお金をどのようにしていただくかという努力が必要です。私は長い間議員をしていますので、行政マンで集金に行くのをやめて、専門家に委託したらどうですかと言ったことがありました。指定管理者か何か、家賃を取りに行く専門家を雇って、やって、実績も上がっていることがあります。むしり取りに行くのと違って、本来いただけるお金をいただけないことで、行政がつまずくということはものすごく心配で

すので、よろしくお願ひしたいと要望だけしておきます。

○中村委員長 川田委員が、言い忘れていた質問がありますので、簡単に。

○川田委員 細かいことは担当で聞きたいと思いますが、県土マネジメント部の、歳入の雑入の中の雑入ですけれど、財政課にお願いをして、先日資料の提出をいただきました。約2万件の中の談合に伴う損害賠償金等の繰り越し調定分の未収が、かなりあるわけですが、これはどうなのですか。早急に回収していく必要があると思うのです。帳簿だけだから内容がわからないのですけれど、現実に関これだけ談合があったということですか。いかがですか。

○城垣建設業・契約管理課長 川田委員のお尋ねの、談合に係る未収金です。

この事案は、平成20年度に宇陀・東吉野地域で入札談合事件が発生して、それに伴って、損害賠償請求等を行ったものです。これについて、住民訴訟も起こりまして、その結果、一定の金額の未収金が発生しましたが、対象者の9者のうち6者については、県において無資力であると確認しており、なかなか入ってこない状況があります。また残りについて、履行延期の特約という形での申し出がありましたので、地方自治法施行令第171条の6に基づき、履行延期の特約を締結し、債務の履行延期を行っています。残り3者に対しては、資産調査も行っており、文書による納付指導も行っていますが、現在、納付を得られていない状態です。以上です。

○川田委員 1点確認です。こういう談合、妨害があったときは、入札は参加はできないということですか。

○城垣建設業・契約管理課長 川田委員からの入札の質問ですが、こういう談合事件が発生したときは、県の入札参加停止措置要領に基づき、県内業者であれば2年間、入札に参加できないという形で、実際宇陀談合事件に伴って、廃業もしたところも発生している状況です。

○川田委員 わかりました。いつまでも未収であげているのはおかしいので、処理するのであれば早く処理をして、進めていただきたいと思います。以上です。

○中村委員長 それでは、これをもちまして、午前の部の歳入、総務部、県土マネジメント部及びまちづくり推進局の審査を終わります。

ただいま、理事者側の入れかえもごさいますので、10分間の休憩をして、午後の部、地域振興部及び観光局の審査を行います。

それでは、しばらく休憩します。